

直方市災害廃棄物処理計画

平成 30 年 3 月

令和 8 年 4 月 改訂

直 方 市

<目次>

第1章 総則

第1節 計画策定の趣旨等	1
第2節 計画の対象とする災害と廃棄物	6
第3節 新型インフルエンザ等対策を要する期間における廃棄物の処理	11

第2章 災害廃棄物対応に関する基本方針

第1節 災害廃棄物処理の基本方針	12
第2節 組織・執行体制	12
第3節 災害対策本部内の関係課との連携	13
第4節 D.Waste-Net（災害廃棄物処理支援ネットワーク）との連携	13
第5節 対応フロー	15
第6節 災害廃棄物処理実行計画	16

第3章 平時からの準備

第1節 基本情報の把握	17
第2節 組織体制の確立準備及び関係者との連携体制の構築	18
第3節 支援の要請と受入方法	18
第4節 市民への広報	20
第5節 仮置場候補地の想定	21
第6節 ごみの収集・運搬体制	23
第7節 中間処理、再生利用、最終処分	23
第8節 有害廃棄物、適正処理が困難な廃棄物	24
第9節 思い出の品等	26
第10節 その他、取り扱いに配慮が必要となる廃棄物	26
第11節 し尿処理・仮設トイレ	27
第12節 職員への教育訓練	28

第4章 初動期（発災直後～3日間程度）の対応

第1節 初動期の対応事項	29
第2節 初動体制の確立	30
第3節 ごみ処理	31

第4節 し尿処理	36
----------------	----

第5章 応急対応期【前半】（発災4日目～2週間程度）の対応

第1節 応急対応期（前半）の対応事項	39
第2節 ごみ処理	40
第3節 し尿処理	46
第4節 災害廃棄物処理実行計画の策定準備	46

第6章 応急対応期【後半】（発災3週目～2か月程度）の対応

第1節 応急対応期（後半）の対応事項	47
第2節 災害廃棄物処理実行計画の策定	49
第3節 災害報告書の作成	49
第4節 ごみ処理	49
第5節 し尿処理	52
第6節 環境モニタリングの実施	52

第7章 復旧・復興期（発災3か月目～災害廃棄物対応終了）の対応

第1節 復旧・復興期の対応事項	54
第2節 災害廃棄物処理実行計画の見直し	55
第3節 ごみ処理	55
第4節 し尿処理	57
第5節 災害廃棄物処理に関する対応記録の作成	57

第8章 支援を行う場合の対応

第1節 支援に関する平時からの検討	58
第2節 発災時の支援	58

第1章 総則

第1節 計画策定の趣旨等

1. 計画策定の趣旨

我が国は、その位置、地形、地質、気象などの自然的条件から、災害が発生しやすく、近年特に被災規模の大きかった災害としては、2011（平成23）年3月の東日本大震災、2024（令和6）年1月の能登半島地震、九州においては2016（平成28）年4月の熊本地震、2017（平成29）年7月の九州北部豪雨、2018（平成30）年7月の西日本豪雨、2020（令和2）年7月の熊本豪雨などが発生している。また、九州・四国・近畿・東海地方に影響を及ぼす、南海トラフ地震の発生など災害への対策も重要とされている。

直方市（以下、「本市」という。）においては、気象、地勢その他周辺地域の特性を考慮すると、最も発生頻度の高いものとして大雨による水害があげられる。また、地震については、本市の東に福智山断層、西に西山断層が存在している。

これらの自然災害の発生に伴う建物等被害からの災害廃棄物や避難所からのごみ・し尿問題などに対して、事前に十分な対策を講じておく必要がある。

大規模災害では、想像を超える多量の災害廃棄物が発生することが、東日本大震災や熊本地震の例でも明らかである。多量の災害廃棄物が及ぼす影響について整理すると以下のとおりであり、迅速な処理を行うことが重要である。

【多量の災害廃棄物が及ぼす影響】

- ① 膨大な災害廃棄物の発生により、道路等の啓開作業が長期化した場合の救助活動の遅れ
- ② し尿処理施設の被災や仮設トイレの不足によるし尿処理の停滞
- ③ 仮置場における多量の災害廃棄物の長期保管に伴う火災の発生や衛生状態の悪化
- ④ 有害物質等の拡散・流出による環境汚染
- ⑤ 災害廃棄物処理が進まないことによる社会基盤の復旧や経済活動再開などの復興の遅れ

直方市災害廃棄物処理計画（以下、「本計画」という。）においては、我が国におけるこれまでの大規模災害の経験等を活かしながら、被災時に円滑かつ迅速な処理体制の構築、処理の実施等を図れるよう、平時からの準備や発災時の対応等について整理するものである。

2. 計画の位置づけ

本計画は東日本大震災、2016（平成 28）年熊本地震をはじめ、これまで培われた災害廃棄物等の処理に関する多くの教訓を踏まえ、「直方市地域防災計画（以下、「市防災計画」という。）」を補完し、そこで想定される地震に対する事前の体制整備を中心とし、市民・事業者・行政の三者の連携に基づく災害廃棄物等の円滑な処理を推進するために「災害廃棄物対策指針（改訂版）」（平成 30 年 3 月環境省）に基づき、「福岡県災害廃棄物処理計画（改訂版）（令和3年 3 月、以下、「県計画」という。）」及び本市の「市防災計画」との整合を図って策定するものである。その内容は、本市において今後発生が予想される地震災害及び水害その他自然災害による被害を抑止・軽減するための災害予防、さらに災害廃棄物（指定避難所からのごみ等を含む）の処理を適正かつ迅速に行うための応急対策、復旧・復興対策について、必要事項を整理したものであり、復旧・復興期からの災害廃棄物の処理方法等については、「災害廃棄物処理実行計画」において、別途詳細に明示していく。

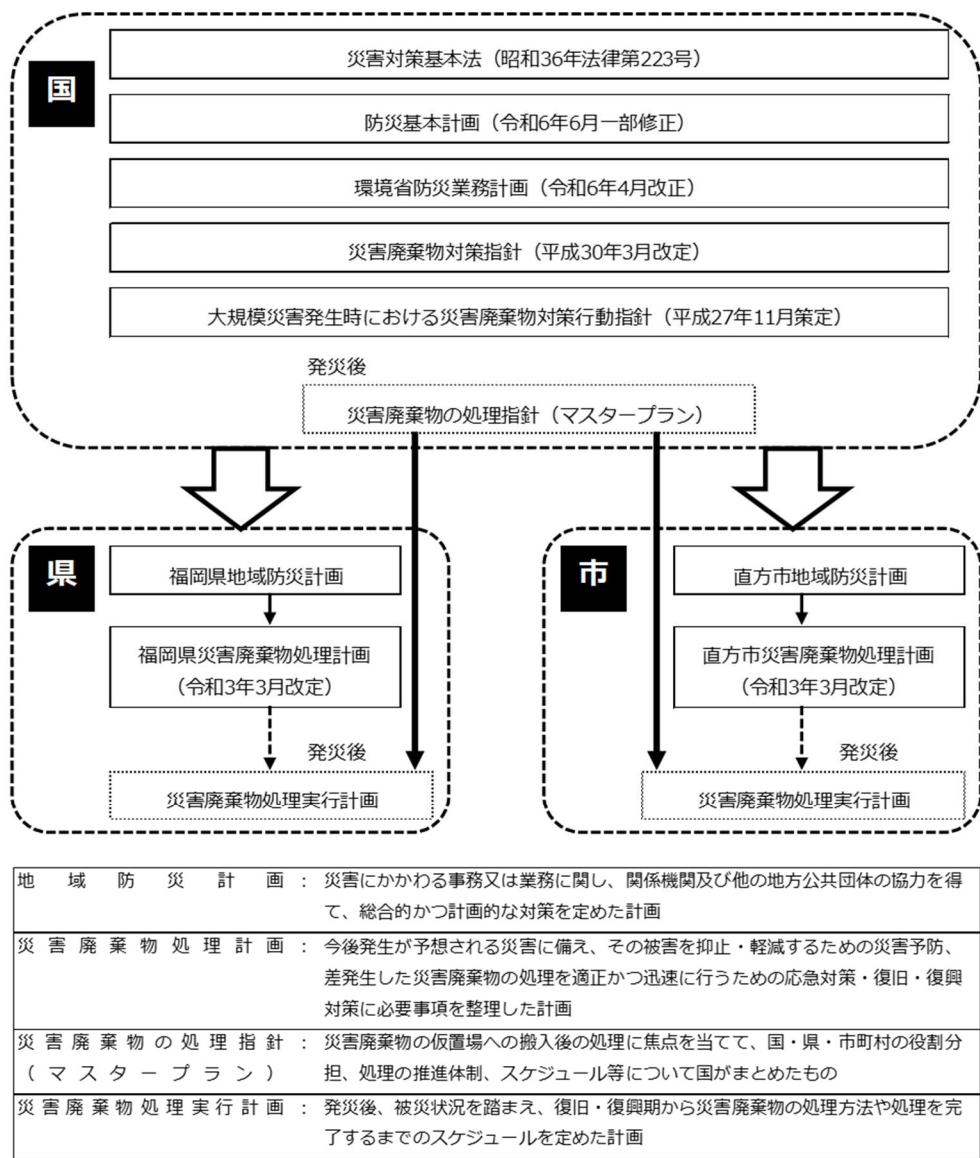


図 1-1-1 廃棄物処理計画の位置づけ

3. 計画の策定方針

本計画の策定にあたっての基本的な考え方は、次のとおりである。

【災害廃棄物処理計画の策定方針】

- ① 本計画は、地震災害、水害及びその他自然災害を対象としており、記載内容は、西山断層による地震動及び遠賀川水系の河川氾濫による被害想定を基に、本市が災害廃棄物の処理主体として対応すべき事項を中心に記載する。
- ② 災害廃棄物への対応については、発災時以降の「災害応急対策」や「災害復旧・復興」だけでなく、平時の対応として「平時（災害予防）」も重要視されていることから、設定項目に応じて時系列整理を行う。
- ③ 災害廃棄物は、各市町村の行政区域内で処理することを原則としているが、近年の災害の大規模化により、行政区域の枠を超えた県単位や九州ブロック単位など広域的な対応が求められていることから、「被災者側」だけでなく「支援者側」としての整理も併せて行う（以下、被災者側の立場で支援を受けることを「受援」という。）。

4. 各主体の役割分担

災害廃棄物は一般廃棄物であることから、本市管内で生じた災害廃棄物については、本市が一義的な処理主体となる。また、県においては、連絡、調整など側面的な支援という立場だけでなく、全体的な処理を推進する中で、必要に応じて地方自治法による廃棄物の処理事務の受託など直接的な役割を果たす場合もある。さらに、本市及び県とも極めて大きな被害を受けた場合は、国による廃棄物の処理の代行を行う場合もある。

各主体の役割は、図 1-1-2 及び表 1-1-1～表 1-1-2 に示すとおりである。

5. 計画の見直し

本計画は災害が発生した場合、実効性のある計画でなければならない。実効性を確保するためには、実際の災害や訓練等を通じて改善点を抽出し、計画の見直しを行う必要がある。

本計画は、以下に基づき、適宜見直しを行うものとする。

見直しの時

- ①上位計画等の変更
国の法令や関連計画、福岡県災害廃棄物処理計画、上位計画等の変更により計画の見直しが必要となったとき。
- ②災害発生後の検証
災害発生後、計画に基づく処理手順等を検証した結果、改善が必要となったとき。
- ③訓練等の実施
災害廃棄物処理の手順を確認するための訓練等を実施した結果、改善点が確認されたとき。
- ④県や民間関係団体等からの要望
県や民間関係団体等から本計画の改善について要望があったとき、かつ、見直しが必要と判断されたとき。
- ⑤その他
上記事項のほか、見直しが必要となったとき。

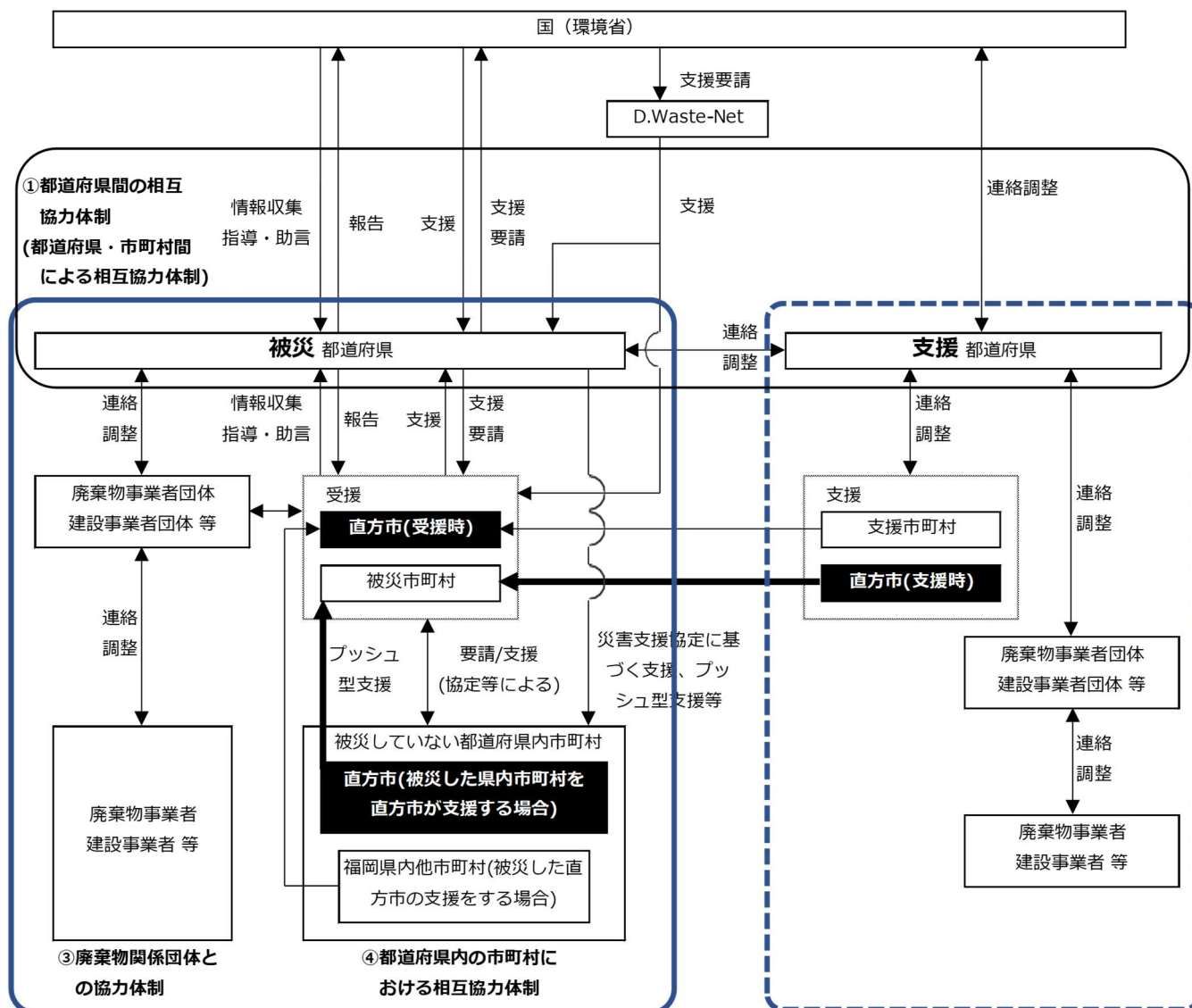


図 1-1-2 各主体の役割（発災時）

D.Waste-Net（災害廃棄物処理支援ネットワーク）について

- 国が集約する知見・技術を有効に活用し、各地における災害対応力向上につなげるため、その中心となる関係者による人的な支援ネットワークを構築。
- 主な構成メンバーは、有識者、地方自治体関係者、関係機関の技術者、関係業界団体等。
- 環境省が中心となって一般廃棄物処理業や産業廃棄物処理業に加え、幅広い関連業界も含めた民間事業者団体のそれぞれの役割分担等について整理し、連携・協力体制を整備。
- 平時の機能として、災害廃棄物処理に係る最新の科学的・技術的知見や過去の経験を集積・分析し、災害廃棄物対策の充実・強化を進める。さらに、地方自治体による事前の備え（災害廃棄物処理計画の策定や人材育成、防災訓練等）を支援する。
- 発災後には、災害情報及び被害情報の収集・分析を行い、自治体等による適正かつ円滑・迅速な災害廃棄物の処理を実施するための支援を行う。

表 1-1-1 各主体の役割（直方市が支援を受ける場合）

	役割	項目	発災前（平時）	発災後（災害応急対策以降）
直方市	○災害廃棄物処理の実施	情報収集、連絡調整	○組織・連絡体制の構築	○災害対策本部設置 ○情報収集・連絡調整の実施
		処理実行計画等作成	○処理実行計画等策定マニュアルの整備	○処理実行計画の策定
		協定等に基づく支援要請	○関係機関・団体との協力支援体制構築（協定書締結）	○支援機関・団体への協力要請
		災害廃棄物処理の実施	○仮置場候補地の選定 ○廃棄物処理システムの強靱化 ○仮設トイレ等資材の調達体制の整備 ○処理の迅速化に向けた制度の整備	○仮置場の設置、運営 ○廃棄物処理施設被災時の応急対応 ○資材の調達、設置 ○非常災害時の特例を活用した処理業務発生、仮設廃棄物処理施設の設置
		県への災害廃棄物処理事務の委託	○廃棄物処理事務委託スキームの確認	○委託事務（廃棄物処理事務）規約の締結
福岡県	○調整	情報収集、連絡調整	○組織・連絡体制の構築 ○市町村処理体制基本情報の収集	○災害対策本部（廃棄物対策班）設置 ○情報収集、連絡体制の実施 ○廃棄物処理の進行管理
	○支援	処理実行計画等策定業務支援	○処理実行計画等策定マニュアルの整備	○要請に伴う支援の実施
		協定等に基づく支援	○関係機関・団体との協力支援体制構築（協定書締結）	○支援機関・団体への協力体制 ○協定等に基づく支援の実施
		市町村からの廃棄物処理事務の委託	○廃棄物処理事務委託（受託）マニュアルの整備 ○処理体制の構築 ○仮置場候補地情報の収集	○委託事務（廃棄物処理事務）規約の締結 ○処理体制の構築 ○処理業務の発注
国	○司令塔	都道府県、市区町村からの支援	○法令・制度の整備 ○各種マニュアル作成 ○D.Waste-Netを通じた支援（情報提供、人材育成、防災訓練等）	○法令・制度の運用 ○D.Waste-Netを通じた支援（専門家・技術者の派遣、災害廃棄物処理に関する助言等）
		情報収集、連絡調整、支援体制	○組織・連絡体制の構築 ○広域的支援体制の構築	○情報収集、連絡調整の実施
		処理方針の策定	○「大規模災害発生時における災害廃棄物対策行動指針」の策定	○災害廃棄物処理指針（個別災害毎のマスタプラン）策定
		事務の代行による災害廃棄物の処理	○処理体制の構築	○災害廃棄物処理の実施（黙菓子日本大震災の教訓や国が関与する合理的な観点等を検討した上で実施）
関係団体	○調整	情報収集、連絡体制	○事業者による支援体制の構築	○支援にかかる自治体及び事業者との連絡調整
	○支援	協定等に基づく支援	○自治体との協力支援体制構築（協定書締結）	○協定等に基づく支援の実施 ○事業者への協力要請

表 1-1-2 各主体の役割（直方市が支援を行う場合）

	役割	発災前（平時）	発災後（災害応急対策以降）
直方市	○支援	○支援体制、計画の構築	○支援先との連絡調整 ○福岡県との連絡調整 ○要請に伴う支援の実施 ○プッシュ型支援の実施
福岡県	○連絡調整 ○支援	○近隣各県を対象とした協力支援体制、計画の構築（近隣各県、県内市町村との協議）	○支援先との連絡調整 ○直方市との連絡調整 ○要請に伴う支援の実施
国	○司令塔	○表 1-1-1 と同じ	○表 1-1-1 と同じ
関係団体	○支援	○支援時の協力体制の確認	○団体内調整 ○市の要請に基づく支援の実施

第2節 計画の対象とする災害と廃棄物

1. 対象とする災害と廃棄物

本計画では地震災害（地震により生じる津波、火災、爆発等を含む）、水害（洪水、浸水、冠水、土石流、山崩れ、崖崩れ等）及びその他の自然災害を対象とする。

対象とする災害廃棄物は地震災害、水害及びその他の自然災害により発生する廃棄物に加え、災害からの復旧・復興の過程において被災者や避難者の生活に伴い発生する廃棄物を含め、以下のように想定する。

表 1-2-1 地震や水害等の災害によって発生する災害廃棄物

災害廃棄物の種類	内 容
木くず	柱・梁・壁材、水害などによる流木等
コンクリートがら等	コンクリート片やコンクリートブロック、アスファルトくず等
金属くず	鉄骨や鉄筋、アルミ材等
可燃物	繊維類、紙、木くず、プラスチック等が混在した廃棄物
不燃物	分別することができない細かなコンクリートや木くず、プラスチック、ガラス、土砂などが混在し、概ね不燃物の廃棄物
腐敗性廃棄物	豊や被災冷蔵庫等から排出される食品や飼肥料工場等から発生する原料及び製品等
廃家電	被災家屋から排出されるテレビ、洗濯機、エアコンなどの家電類で、災害により被害を受け使用できなくなったもの
廃自動車等	災害により被害を受け使用できなくなった自動車、自動二輪、原付自転車等
有害廃棄物	廃石綿等（特別管理廃棄物）、石綿含有廃棄物、PCB、感染性廃棄物、フロン類・CCA ※・テトラクロロエチレン等の有害物質、医薬品類、農薬類、化学物質等の有害廃棄物等
その他、適正処理が困難な廃棄物	消火器、ボンベ類などの危険物やピアノ、マットレスなどの市及び市の処理委託先（北九州市等）の施設では処理が困難なもの（レントゲンや非破壊検査用の放射線源を含む）等

備考：1）リサイクル可能なものは、各リサイクル法により処理をおこなう。

2）被災に伴って廃棄せざるを得なくなった家財類（いわゆる「片付けごみ」）は本表に含まれるものであり、被災後の生活に伴い発生する表 1-2-2 の廃棄物とは区別する。

3）CCA：クロム、銅、ヒ素化合物系木材防腐剤。シロアリ対策として木材に使用されていた薬剤。

表 1-2-2 被災者や避難者の生活に伴い発生する廃棄物

廃棄物の種類	内 容
生活ごみ	家庭から排出される生活ごみ
避難所ごみ	指定避難所から排出される生活ごみ等
し尿	仮設トイレ等からの汲み取りし尿

2. 計画の対象となる業務

本計画の対象とする業務は、「1. 対象とする災害と廃棄物」に示した災害廃棄物の収集、処理及びそれに関する一連の業務とする。また、県との連携の下、自らが広域的な支援自治体になることも想定して計画する。

3. 想定する災害と災害廃棄物の発生予測量

(1) 想定する災害

災害廃棄物発生量を推定するにあたって、想定する災害は、県計画において本市に最大被害をもたらす西山断層による地震と遠賀川水系の河川氾濫による水害とする。

表 1-2-3 想定する災害

対象		概要
地震	西山断層 破壊開始：中央下部 断層長さ：約 31km	活動規模：M=7.3 タイプ：内陸直下型
水害	遠賀川河川氾濫	遠賀川水系の浸水想定区域（日の出橋上流域の 12 時間総雨量592mm） （平成29年 5月31日公表）

備考：想定される地震災害の震度分布や水害による想定浸水区域等を資料 3 示す。

(2) 地震による災害廃棄物発生量推計結果の概要

県計画から想定される地震による家屋被害棟数と災害廃棄物発生量は、以下のとおりである。本市においては、地震災害により 5 千 t の災害廃棄物が発生すると予想される

表 1-2-4 家屋被害棟数

全壊棟数（棟）		
木 造	非木造	合 計
65	2	67

表 1-2-5 災害廃棄物発生量推計値

木造 可燃物量 (千 t) ①	木造 不燃物量 (千 t) ②	非木造 可燃物量 (千 t) ③	非木造 不燃物量 (千 t) ④	可燃物計 (千 t) ⑤=①+③	不燃物計 (千 t) ⑥=②+④	災害廃棄物 発生量合計 (千 t) ⑤+⑥
1	3	0	1	1	4	5

備考：災害廃棄物発生量等の推計方法を資料 3 に示す。

表 1-2-6 (参考) 過去の災害廃棄物量と処理期間

災害名	発生年月	災害廃棄物量（津波堆積物を含む）	処理期間
阪神・淡路大震災	平成 7 年 1 月	約 1,500 万トン	約 3 年
新潟県中越地震	平成 16 年 10 月	約 60 万トン	約 3 年
東日本大震災	平成 23 年 3 月	約 3,100 万トン	約 3 年 (福島県を除く)
熊本地震	平成 28 年 4 月	約 311万トン	約 3 年
能登半島地震	令和 6 年 1 月	約 410万トン (令和 7 年 1 月推計(加速化プラン改定))	約 2 年

(3) 水害による災害廃棄物発生量推計結果の概要

想定した河川の浸水想定区域とその区域内の建物情報より算出した災害廃棄物発生量は、以下のとおりである。本市においては、水害により 51 千 t の災害廃棄物が発生すると予想される。

表 1-2-7 水害廃棄物発生量推計値

対象河川	水害廃棄物発生量 (千 t)
遠賀川水系	51

備考：災害廃棄物発生量等の推計方法を資料 3 に、水害廃棄物の特徴を資料 4 に示す。

(4) し尿発生量及び仮設トイレ必要基数の推計結果の概要

県計画から想定されるし尿の発生量及び仮設トイレ必要基数は、以下のとおりである。

表 1-2-8 し尿発生量推計値

	西山断層（破壊開始：中央下部）
避難所避難者数（人）	133
し尿発生量（L/日）	230
仮設トイレ必要基数（基）	5

備考：し尿発生量及び仮設トイレ必要基数の推計方法を資料3に示す。

（５）し尿の収集運搬

し尿の収集運搬に用いる本市の委託業者及び許可業者が所有する収集運搬車両台数は、以下のとおりである。

表 1-2-9 し尿の収集運搬車両

区 分	形式	台数（台）
委託・許可	バキューム車	18台

備考：1)平成30年3月現在

2)し尿収集運搬車両の詳細を資料3に示す。

（６）避難所ごみ発生量

指定避難所におけるごみ発生量は、以下のとおりである。

表 1-2-10 避難所ごみ発生量

	西山断層（破壊開始：中央下部）
指定避難所避難者数（人）	133
ごみ発生量（t/日）	0.09

備考：避難所ごみ発生量の推計方法を資料3に、指定避難所一覧を資料5に示す。

(7) 収集運搬車両

ごみの収集運搬等に用いる本市、委託業者、許可業者が所有する収集運搬車両台数は、以下のとおりである。

表 1-2-11 ごみ収集運搬車両

区 分	台数 (台)	積載量 (t)
直 営	18	18.35
委 託	11	6
許 可	27	37.45
合 計	56	61.8

備考：1)平成 30 年 3 月現在

2)ごみ収集運搬車両の詳細を 3 に示す。

第3節 新型インフルエンザ等対策を要する期間における廃棄物の処理

災害廃棄物の処理や発災後の生活ごみ、避難所ごみ、仮設トイレ等のし尿の処理などの災害時のごみ処理は、新型インフルエンザ等対策を要する期間であっても事業を継続し、停滞することなく適正に処理することが求められる。

新型インフルエンザ等の影響下における廃棄物処理については、「廃棄物処理における新型インフルエンザ対策ガイドライン」（平成21年3月・国）や「廃棄物に関する新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン」（令和2年9月・国）などにより感染拡大防止対策が示されている。

市町村は、新型インフルエンザ等の対策を要する期間の災害時のごみ処理を安定的に継続するために、これらのガイドラインや次の点に留意し感染拡大防止及び感染予防策を実施する。

- ① 避難所に避難している住民、避難所の運営者などに対する感染症対策のためのごみの捨て方に関する周知
- ② 仮置場や処理施設における作業員の感染予防策
- ③ 広域処理や委託処理時の感染拡大防止策
- ④ マスクや化学防護服などの个人防护具や消毒液の確保(新型インフルエンザ等対策が必要な期間に災害が発生した場合の必要量の検討、資機材の備蓄や入手先の確保)
- ⑤ 新型インフルエンザ・新型コロナウイルス等の感染症の発生時における廃棄物処理事業継続計画の作成

県は、被災市町村のみの処理が難しい場合、速やかに広域処理の調整を行う。また、平時から新型インフルエンザ・新型コロナウイルス等の感染症の発生時における廃棄物処理事業継続計画の策定の働きかけや、必要な情報共有を行う。

【新型インフルエンザ等対策の参考資料】

廃棄物に関する新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン	環境省 環境再生・資源循環局（令和2年9月）
廃棄物処理業における新型コロナウイルス対策ガイドライン	(一財)日本環境衛生センター (公財)日本産業廃棄物処理振興センター（令和5年4月）
産業廃棄物処理業における新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン	公益社団法人全国産業資源循環連合会（令和2年5月25日）
廃棄物処理における新型インフルエンザ対策ガイドライン	環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部（平成21年3月）
廃棄物処理法に基づく感染性廃棄物処理マニュアル	環境省環境再生・資源循環局（平成30年3月）
新型インフルエンザ・新型コロナウイルス等の感染症の発生時における廃棄物処理事業継続計画作成例	＜市町村用・暫定版＞

第2章 災害廃棄物対応に関する基本方針

第1節 災害廃棄物処理の基本方針

本計画は早期の復旧・復興を図るため、以下の基本方針に基づき災害廃棄物の処理を行うものとする。

直方市における災害廃棄物処理の基本方針

- ①国、県、市、関係事業者及び市民が一体となって災害廃棄物の処理を推進する。

②本計画に示す役割分担に基づき、各主体が責任を持って役割を果たすことにより迅速な処理を行う。

③災害廃棄物の処理は、発災から概ね1年間以内で終了することを目標とする。

④災害廃棄物は、各種法令、制度に基づき適正に処理する。

⑤災害廃棄物の処理にあたっては、極力再資源化に努めるとともに、中間処理による減量化などを推進し、最終処分量の削減に努める。

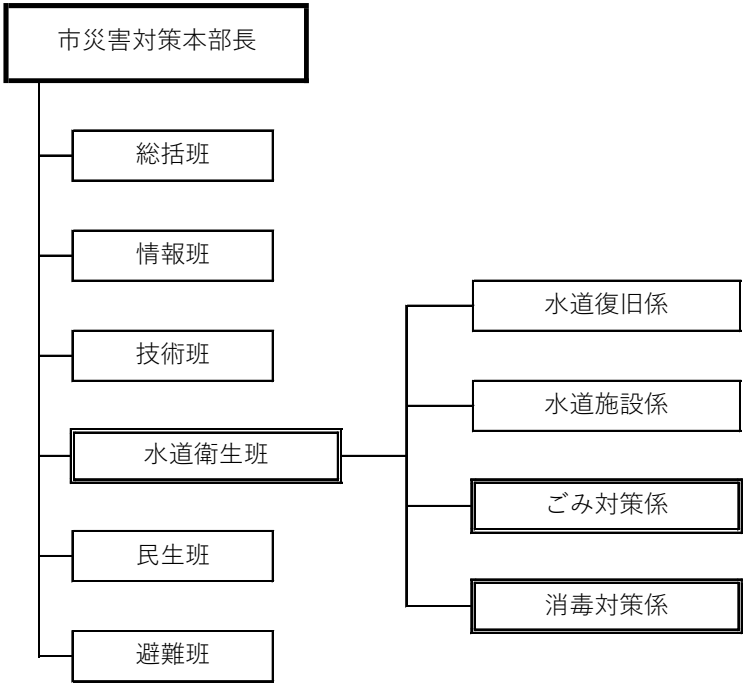
⑥災害廃棄物処理のため使用する施設については、平時の一般廃棄物処理体制（一般廃棄物の処理・処分委託先：北九州市）の継続を原則とするが、被災状況や災害廃棄物の発生量など災害の状況に応じ、平時の処理体制や行政区域の枠を超えた広域処理や、仮設処理施設設置の検討なども視野に入れ対応する。

第2節 組織・執行体制

1. 災害廃棄物対策組織

発災時には、災害廃棄物対策組織を次のとおり配置する。災害廃棄物処理は、災害発生に伴い新たに発生する業務であるため、人員の補充や支援を得て臨時体制を組織する。なお、災害廃棄物処理の長期化により、災害対策本部解散後も処理が継続して行われる場合は、災害廃棄物対策本部に準じた執行体制を設置し、引き続き災害廃棄物処理を推進する。

図 2-2-1 災害廃棄物対策組織



2. 災害廃棄物の担当組織

災害廃棄物に関する業務は、ごみ対策係（循環社会推進課）及び消毒対策係（環境政策課）が行う。ごみ対策係は、主に災害時のごみに関する業務を担当し、消毒対策係は、主に災害時のし尿、消毒、防疫に関する業務を担当する。

（1）ごみ対策係（循環社会推進課）

- ・ 災害時のごみの受付・処理対応に関すること
- ・ 災害時の特殊車両の通行に関すること
- ・ 総括班機動支援係の業務支援に関すること
- ・ 職員のローテーション等を含む職員管理に関すること
- ・ その他、水道衛生班長が命じた事項

（2）消毒対策係（環境政策課）

- ・ 災害時のし尿の受付・処理に関すること
- ・ 災害時の消毒の受付・処理に関すること
- ・ 災害時の防疫に関すること
- ・ 職員のローテーション等を含む職員管理に関すること
- ・ その他、水道衛生班長が命じた事項

第3節 災害対策本部内の関係課との連携

災害廃棄物等の対策に関連して、災害対策本部内で連携が必要となる関係先に対しては、必要な情報共有や連携を行い、円滑な災害廃棄物処理対応に努めることとする。

第4節 D.Waste-Net（災害廃棄物処理支援ネットワーク）との連携

D.Waste-Net（災害廃棄物処理支援ネットワーク）は、国が集約する知見・技術を有効に活用し、各地における災害対応力向上につなげるため、その中心となる関係者による人的な支援ネットワークを構築することを目的に平成27年9月に発足した組織であり、研究機関・学会、専門機関、一般廃棄物関係団体、廃棄物処理関係団体、建設業関係団体、輸送等関係団体等で構成される。D.Waste-Netは、これら構成メンバーの協力のもと環境省が事務局となって運営するものである。

本市では、D.Waste-Netと連携することにより、平時には人材育成や防災訓練等に関する支援を通して災害廃棄物に関する対応力の向上を図り、発災時には必要に応じ専門家・技術者の派遣や災害廃棄物処理に関する支援を受け、適正かつ円滑・迅速な災害廃棄物の処理が実施できるようにする。

第5節 対応フロー

災害廃棄物処理に係る本市の対応の流れは、図2-5-1のとおりである。災害発生直後の段階では、体制

を構築し、被災状況などの情報収集を速やかに行うこととする。その後、廃棄物の発生量や廃棄物処理施設の被災状況など、様々な状況を踏まえ、処理の実施主体や処理の内容など、早期に廃棄物処理の方向性を決定することが必要となる。

本市が支援を行う場合は、早急に被災自治体の被災状況や支援のニーズを把握することが基本となるが、行政機能を喪失するほどの混乱が生じている場合は、被災自治体の要請を待たないプッシュ型支援の実施についても検討を行う。

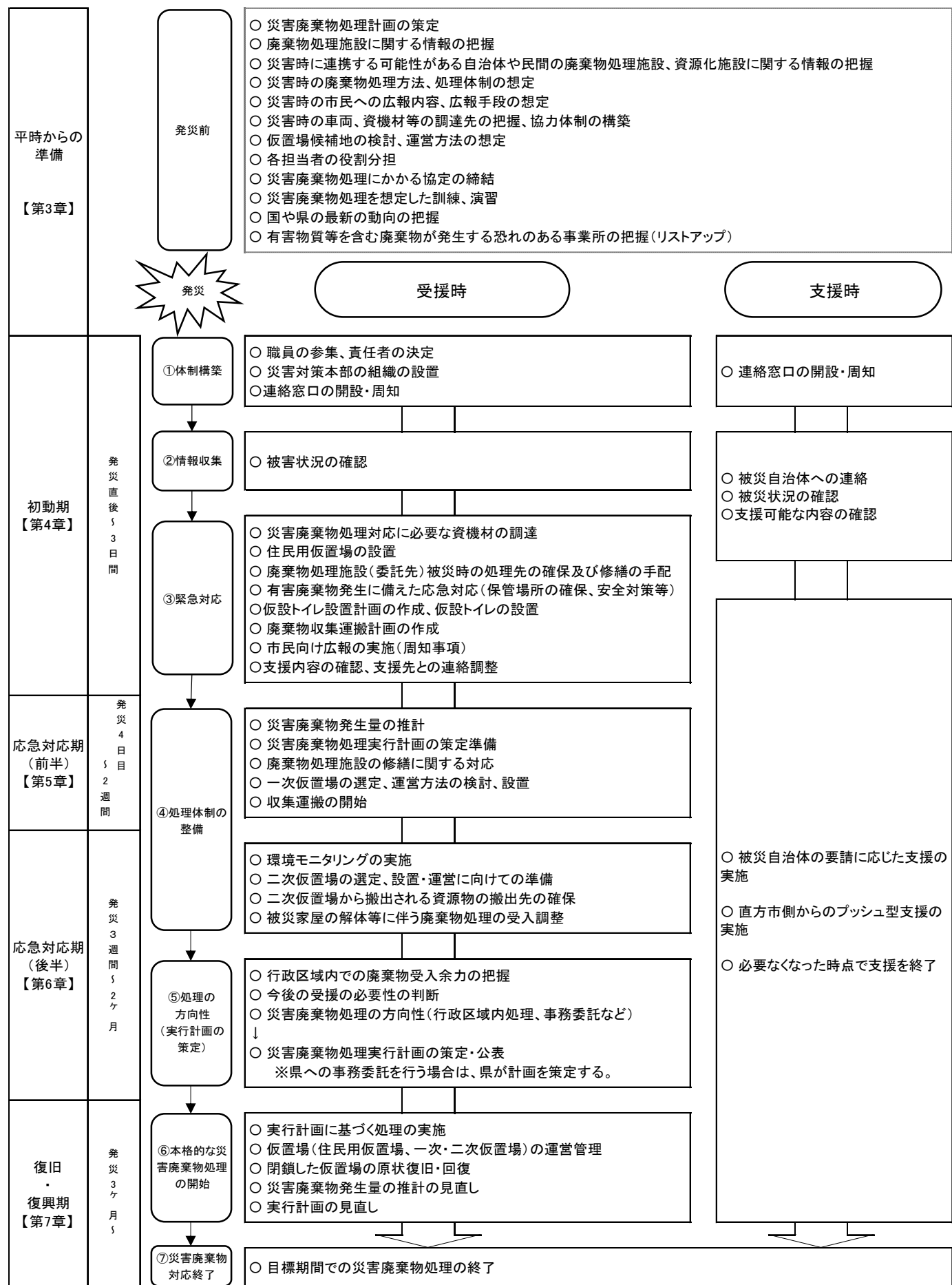
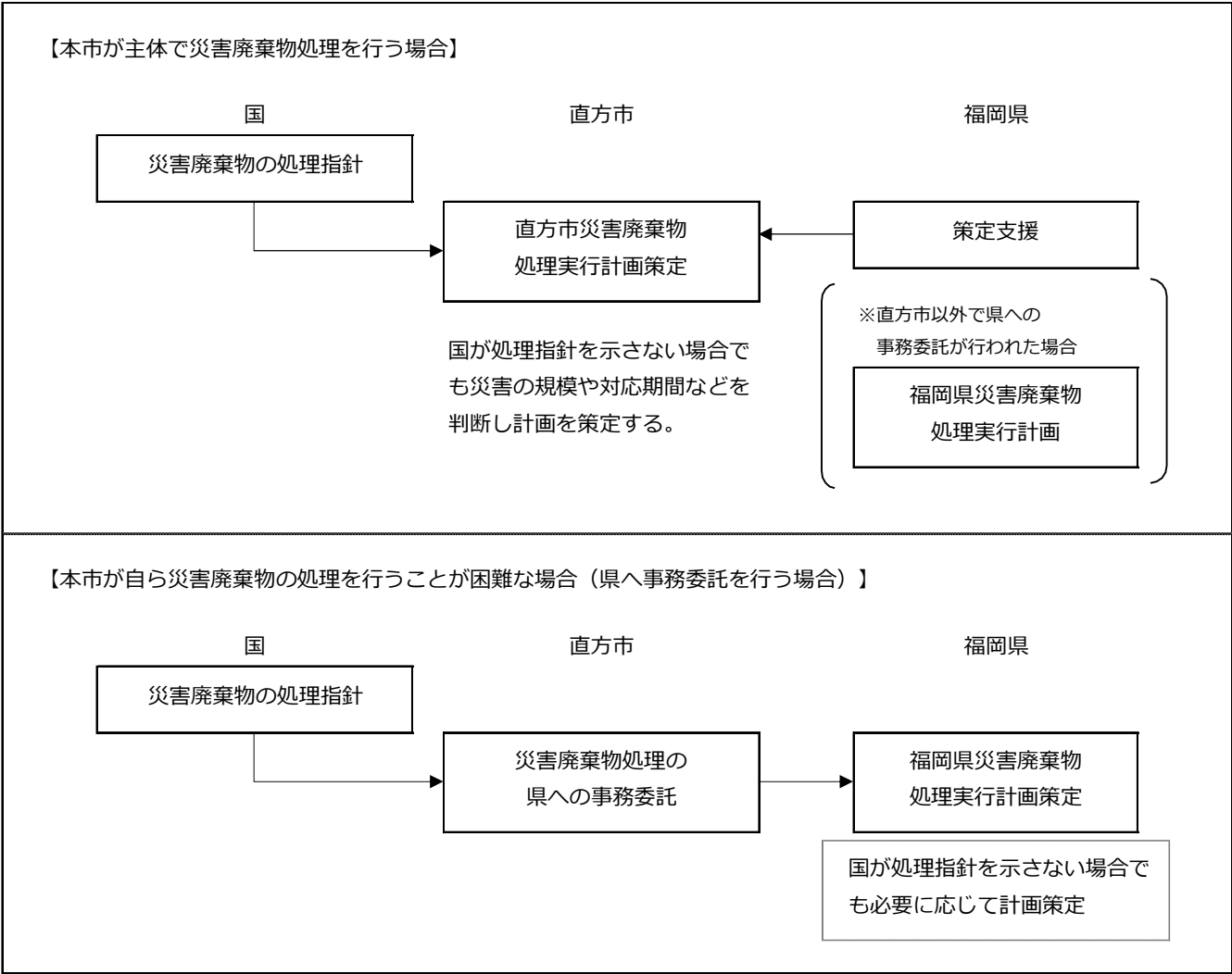


図 2-5-1 災害廃棄物処理に係る本市の対応の流れ

第 6 節 災害廃棄物処理実行計画

発災後、災害の規模に応じて国が策定する「災害廃棄物の処理指針（マスタートープラン）」を踏まえ、被災状況に応じた復旧・復興期からの災害廃棄物の処理方法や処理を完了するまでのスケジュールを定めるものとして、災害廃棄物処理実行計画（以下、「実行計画」という。）を本市で策定する（災害廃棄物処理実行計画の事例を資料 6 に示す）。国からの処理指針の提示がない場合であっても、実行計画が災害廃棄物の適正かつ計画的処理に必要なものであることを踏まえ、災害の規模に応じて策定の判断を行う。

一方、被災状況によって、本市が自ら災害廃棄物の処理事務を行うことが困難な場合は、県へ事務委託を行い、県が実行計画の策定及び災害廃棄物処理の全体的な進行管理を行う。



備考：県への事務委託及び国による廃棄物の処理の代行の詳細を資料 7 に示す。

図 2-6-1 災害廃棄物処理実行計画の策定

第3章 平時からの準備

第1節 基本情報の把握

災害の発生に備え、平時から処理や連携体制について把握し、各関係課において情報を共有しておくことが重要である。

表 3-1-1 平時から把握・共有しておくべき情報

◇ごみ処理に関すること

把握・共有しておくべき情報	担当（○主担当、△副担当）		
	ごみ対策係	消毒対策係	その他
市及び処理委託先（北九州市）のごみ処理施設等 （中継施設、ごみ焼却施設、資源化施設、最終処分場の処理能力、処理方法、処理実績等）	○	△	
近隣の自治体の廃棄物処理施設（場所、連絡先、処理能力、処理方法、処理実績等）	○	△	
民間の廃棄物処理業者、再資源化業者（連絡先、許可の種類、処理能力等）	○	△	
有害物質等を含む廃棄物が発生するおそれのある事業所	○	△	
ごみ収集車両の確保状況（市内委託業者、許可業者の連絡先、保有台数、種類等）	○	△	
災害廃棄物処理に活用可能な車両や重機（市保有の車両の種類や台数、リース業者等調達相手の連絡先や調達可能な車両・重機の情報）	○	△	
災害時のごみの分別区分、排出方法、収集体制の想定	○	△	

◇仮置場に関すること

把握・共有しておくべき情報	担当（○主担当、△副担当）		
	ごみ対策係	消毒対策係	その他
仮置場候補地の検討（住民用仮置場、一次仮置場）	○	△	
仮置場（住民用仮置場、一次仮置場）における必要人員、分別区分、排出方法、レイアウト、広報手段、受付方法などの想定	○	△	
仮置場対応に必要な資機材の確保状況（ブルーシート、鉄板、案内表示等）	○	△	
仮置場の衛生害虫や悪臭対策に必要な資機材の確保（消毒液、消毒機械等）	△	○	

◇し尿処理に関すること

把握・共有しておくべき情報	担当（○主担当、△副担当）		
	ごみ対策係	消毒対策係	その他
市のし尿処理施設（処理能力、処理方法、処理実績等）	○	△	
市の下水道処理施設（処理能力、処理方法、処理実績等）	○	△	
近隣の自治体のし尿処理施設（場所、連絡先、処理能力、処理方法、処理実績等）	○	△	
仮設トイレや簡易トイレの確保状況（リース等調達相手の連絡先や在庫）	○	△	
バキュームカーの確保状況（市内委託業者、許可業者の連絡先、保有台数等）	○	△	

◇支援・受援に関すること

把握・共有しておくべき情報	担当（○主担当、△副担当）		
	ごみ対策係	消毒対策係	その他
（支援・受援）災害廃棄物処理に係る協定	○	△	
（支援）本市から他自治体へ支援可能な人員、資機材、受入能力等	○	△	
（受援）セメント工場等の再生利用事業者の受入状況	○	△	
（支援・受援）市外組織を含めた連携体制	○	△	

◇その他

把握・共有しておくべき情報	担当（○主担当、△副担当）		
	ごみ対策係	消毒対策係	その他
各担当課の役割分担	生活班長 各班長（課長）		
災害時の市民への広報内容及び広報手段	○	○	
災害廃棄物処理を想定した訓練、演習等の記録	○	○	
本市から他自治体に行った支援の記録（支援内容、教訓等）	○	○	
災害廃棄物処理に係る国や県の最新の動向	○	○	
他自治体の災害対応事例	○	○	

第2節 組織体制の確立準備及び関係者との連携体制の構築

災害発生に備え、平時より図 2-2-1 に示すような市の災害廃棄物対策組織の体制構築を念頭におき、災害廃棄物処理に関し中心的な役割を担う水道衛生班（ごみ対策係、消毒対策係）については、発災時の参集状況に応じ速やかに実施体制を構築できるよう準備しておく。

市外部との連携については、環境省（本省）や環境省九州地方環境事務所、福岡県、県内市町村、民間関係団体等との連絡体制を整備し、災害発生時の情報収集や支援。受援体制について協議を進め、相互協力体制を構築しておくことが重要となる。

なお、九州ブロックでは、環境省九州地方環境事務所が主催する「大規模災害廃棄物対策九州ブロック協議会」が発足していることから、同協議会において各関係者間の相互協力体制について定期的な情報共有を図るものとする。

第3節 支援の要請と受入方法

県をはじめとする関係機関とは、平時から、福岡県災害廃棄物処理連絡会等の組織を通じて、情報交換を行っていくこととする。なお、支援協定に基づき災害廃棄物処理関係の応援を受ける場合は、受入体制をあらかじめ想定しておく。

本市が関連する、災害廃棄物等の処理に関する協定の締結状況は、表 3-3-1 に示すとおりである。

表 3-3-1 災害廃棄物等の処理に関する協定の締結状況

協定	災害時における福岡県内市町村間の相互応援に関する基本協定
締結日	平成17年3月18日
協定締結団体	福岡県内の市町村、消防の一部事務組合及び消防を含む一部事務組合
協定の内容	被災市町村のみでは十分な応急対策及び復旧対策を実施することが出来ない場合、県内の全ての市町村が相互に協力し応援するもの。

協定	災害時における応急復旧業務の応援に関する協定
締結日	令和3年10月1日
協定締結団体	直方市 ⇄ 各事業者
協定の内容	災害発生直後の応急復旧等に必要な人員・資機材等の応援に関するもの

協定	直方市から発生する一般廃棄物の処理に関する基本協定
締結日	令和4年4月1日
協定締結団体	直方市 ⇄ 北九州市
協定の内容	直方市管内から発生する一般廃棄物の処理・処分を行うもの

協定	災害廃棄物の処理等に関する協定
締結日	平成 29 年 6 月 12 日
協定締結団体	直方市 ⇄ 公益社団法人福岡県産業資源循環協会
協定の内容	① 災害廃棄物の撤去 ② 災害廃棄物の収集・運搬 ③ 災害廃棄物の処分 ④ 前各号に伴う必要な事業

協定	災害時における災害廃棄物の処理等の協力に関する協定
締結日	平成 15 年 3 月 17 日（平成 29 年 2 月 17 日一部改定）
協定締結団体	県 ⇄ 公益社団法人福岡県産業資源循環協会
協定の内容	① 災害廃棄物の撤去 ② 災害廃棄物の収集及び運搬 ③ 災害廃棄物の処分 ④ 前三号の実施に必要な事業

協定	災害時における災害廃棄物の処理等の協力に関する協定
締結日	平成 29 年 2 月 17 日
協定締結団体	県 ⇄ 福岡県環境整備事業協同組合連合会
協定の内容	① し尿等の収集及び運搬 ② し尿等の処分 ③ 前二号の実施に必要な事業災害廃棄物の撤去

協定	災害時における災害廃棄物の処理等の協力に関する協定
締結日	平成 29 年 2 月 17 日
協定締結団体	県 ⇄ 福岡県清掃事業協同組合連合会
協定の内容	① 災害廃棄物の撤去 ② 災害廃棄物の収集及び運搬 ③ 災害廃棄物の処分 ④ 前三号の実施に必要な事業

協定	災害時における災害廃棄物の処理等の協力に関する協定
締結日	平成 29 年 2 月 17 日
協定締結団体	県 ⇄ 一般社団法人 福岡県建造物解体工業会
協定の内容	① 被災した建物等の解体 ② 災害廃棄物の撤去 ③ 災害廃棄物の収集運搬 ④ 前三号の実施に必要な事業災害廃棄物の撤去

第 4 節 市民への広報

災害廃棄物処理を円滑に進めるため、平時の段階では、災害時に広報が必要な各種情報や広報手段について整理を行っておく。

1. 発災時、速やかに市民に広報を行う情報の整理

- ・ 災害時のごみ処理の対応
(分別区分、排出方法、収集頻度などが平時から変更となる可能性があること)
- ・ 処理・処分の委託先である北九州市の処理施設で処理できない廃棄物の処理方法・排出先
- ・ 災害廃棄物仮置場（仮置場の用途を含め、災害時の緊急対応として活用する可能性がある場所）
- ・ 仮設トイレの確保状況

2. 市民への広報手段

市民への広報手段としては、次のようなものを想定している。

- ・ 広報紙
- ・ 回覧板
- ・ 直方市ホームページ
- ・ 直方市公式SNS（LINE・Instagram・Xなど）

また、災害時には、避難者を含め広く情報を周知する必要があるため、上記に加え、次のような手段も想定している。

- ・ マスメディア（テレビ・ラジオ等）
- ・ 指定避難所の掲示板への貼り出し
- ・ 広報車や職員によるアナウンス
- ・ 防災行政無線（屋外スピーカー）

3. 市民からの問合せの受付体制の構築

市民からの問合せ（照会、相談等）への対応は、水道衛生班（ごみ対策係、消毒対策係）が担当する。問合せの多くは、仮設トイレの設置、ごみ及びし尿の収集に関するものと想定されるため、最新情報を平時より各班から収集し、対応に備える。

なお、市民からの問合せについては、その内容と対応を記録・整理して情報の共有を図るとともに、今後の対応の向上につなげられるよう努める。

第5節 仮置場候補地の想定

災害が発生すると、処理施設の処理能力をはるかに上回る災害廃棄物が大量に排出されることが予想される。通常のごみに加え、救助活動や道路啓開に伴って発生するがれきや粗大ごみ、有害廃棄物・危険物、倒壊家屋等の解体によって発生する廃棄物なども排出され、また、その多くは混合状態となっていることから、適正処理を行っていくためにも、分別・保管等の機能を持つ仮置場は重要な役割を担うことになる。

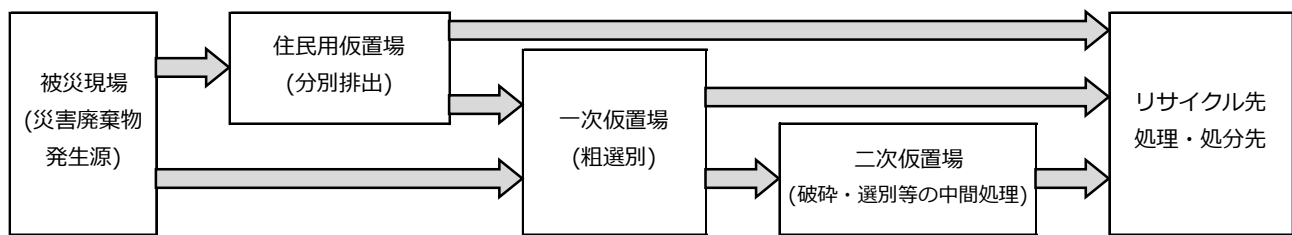
このため、本市においても、平時より災害廃棄物の仮置場候補地を複数想定しておく。なお、二次仮置場については、災害廃棄物の発生量等から判断し、必要に応じて設置するものとする。

1. 仮置場の種類

平時における取り組みとして、本計画では、仮置場の種類を用途面から次のとおり整理し、定義する。

表 3-5-1 仮置場の種類

名称		定義	設置目標
仮置場	住民用仮置場	発災後速やかに被災地域内に設置される仮置場で、被災した住民が直接持ち込む。被災に伴って発生した片付けごみを数ヶ月間に限定して受け付ける。	発災直後～3 日以内 （一次仮置場整備後は徐々に縮小。住環境に近いことからできるだけ早く閉鎖することが望ましい。）
	一次仮置場	災害廃棄物の前処理（粗選別）を行い、二次仮置場へ積み替える拠点。災害廃棄物（可能な限り発災現場で分別したもの）を集積しながら、粗選別を行う。	発災直後～発災後 2 週間程度 （粗選別が進み二次仮置場が確保できれば、選別物が二次仮置場に搬出され、徐々に縮小していく。）
	二次仮置場	一次仮置場から運ばれてきた災害廃棄物を中間処理（破碎・選別等）するとともに、再資源化された復興資材を一時保管する。	発災後 3 か月目～6 か月程度 （搬入された災害廃棄物の処理がすべて終わるまで存続する。）



※1 倒壊家屋から生じるがれき、木くず等の家屋解体廃棄物については、住民用仮置場へ排出せず、直接一次仮置場へ搬入する。

※2 道路啓開時のがれきの仮置場、搬入先等の対応については、平時より、機動班との協議により調整する。

※3 二次仮置場は、災害廃棄物の発生量等から判断し、必要に応じて設置するものとする

図 3-5-1 仮置場における災害廃棄物の流れ

2. 仮置場候補地の選定方針

仮置場は、災害時における必要性を考慮して、平時からの想定、確保が必要である。

○住民用仮置場

被災地域における一時的な住民用仮置場は、住民の避難場所及び仮設住宅建設場所などの確保を最優先に行った後、災害の発生規模に応じて環境上の配慮を行うとともに撤去後の土地利用方法を想定して選定する。

【候補地】

- ・市内の都市公園（市内の公園一覧を資料 8 に示す）

○仮置場（一次）

【候補地】

- ・直方市不燃物中継所
- ・旧し尿処理場跡地

仮置場（一次仮置場、二次仮置場）候補地の選定基準

- （1）法律・条例により土地利用が制限されていない区域
- （2）病院・学校・水源などの位置に留意し、近接していない場所
- （3）幹線道路に近く、大型トラックや重機が進入できる場所
- （4）応急仮設住宅など、他用途の土地利用のニーズがない場所
- （5）火災の可能性があるため、防火・消火用水が確保できる場所
- （6）水害で浸水する恐れのある場所については、浸水によるぬかるみなど、乾燥するまで利用できない場合があることを考慮して選定
- （7）大規模災害発生時に仮設の破碎・選別等を行う二次仮置場については、一時的な仮置きだけを行う仮置場よりも広い用地が求められるとともに、一時的な仮置場から災害廃棄物を集積することを踏まえ、その位置を考慮して設定
- （8）一次及び二次仮置場は長期間設置することが想定されるため、特に環境上の配慮が必要であり、撤去した後の土地利用方法、周辺地域における住居等、保全対象の状況を勘案して選定

※主に公有地から選定

備考：仮置場運営時の留意事項等を資料 9 に示す。

仮置場（一次仮置場、二次仮置場）候補地絞り込みの優先順位

- ・廃棄物処理施設、最終処分場、最終処分場跡地
- ・公園、グラウンド、公民等の公有地
- ・未利用工場跡地等で長期間利用が見込まれない民有地
- ・上記の他、利用できそうな民有地（スーパーの駐車場等）等
 - ◇面積のほか、地形、地盤、形状、現状の土地利用状況に配慮する。
 - ◇管理型最終処分場や管理型最終処分場の跡地等の遮水と浸出水処理が行える構造である場所は最も望ましい。
 - ◇私有地を一次仮置場、二次仮置場として活用する場合に備え、賃貸料や返還時の条件等について平時から検討しておく必要がある。

3. 仮置場の必要面積の推計

第1章で想定した災害を基に予測された災害廃棄物量から算出した一次仮置場の面積は、下表のとおりである。なお、仮置場の必要面積については、災害廃棄物の搬出頻度を高くすれば仮置場の面積を小さくすることが可能となるので、併せて検討することが必要である。また、仮置場候補地が複数箇所あれば災害時の初動体制がとりやすく、想定外の災害に備えるため、徐々に候補地を増やすなど、可能な限り多くの仮置場を確保しておく。

表 3-5-2 仮置場必要面積の推計

	一次仮置場の必要面積 (m ²)	
	地震災害	水 害
可燃物	1,000	25,500
不燃物	1,455	9,273
合 計	2,455	34,773

第6節 ごみの収集・運搬体制

災害時は、住民用仮置場への排出や避難所ごみの発生等により、ごみの量が増加するだけでなく、収集箇所も増加することが予想されることから、他自治体や許可業者等から災害時に収集運搬車両の支援を受けられる協力体制を、平時より築いておく。

第7節 中間処理、再生利用、最終処分

災害廃棄物の中間処理にあたっては、発災後、拠点となる一般廃棄物処理施設を安定的に稼働させるため、平時より、以下のような対策を講じておく。また、本市は、一般廃棄物の処理・処分を北九州市に委託していることから発災後、速やかに一般廃棄物の処理・処分が円滑に行われるように、平時より協議・情報共有を行うものとする。

- ・災害時の人員配置計画
- ・災害時の緊急連絡体制の構築
- ・早期の施設復旧対策（応援体制の構築（下記）、点検の手引きの作成）
 - ◆ 処理施設の運転者（運転管理会社）及び技術者の応援体制
 - ◆ プラントメーカーの応援体制
 - ◆ 各機器メーカーの応援体制
 - ◆ 市内業者（設備、電気、薬品等）の応援体制
 - ◆ リース会社（発電機等）の応援体制
- ・補修等に必要な資機材や、施設の運転に必要な燃料・薬剤等の備蓄
- ・新たな廃棄物処理施設を整備する際には、災害に強い施設とする（施設の強靱化、自立運転・継続稼働が可能、エネルギー回収等）

第8節 有害廃棄物、適正処理が困難な廃棄物

災害廃棄物のうち、環境や人の健康に悪影響を及ぼすおそれがある有害廃棄物としては、表 3-8-1 のような品目が該当する。有害廃棄物の処理は、一般廃棄物の処理・処分を委託している北九州市の廃棄物処理施設では行えないため、処理方法については平時より周知を行うとともに、処理業者や引取業者等の情報整理と災害時に備えた協力要請を行っておく。

表 3-8-1 有害廃棄物の種類

区分	項目		説明
有害性物質を含むもの	廃農薬、殺虫剤、その他薬品（家庭薬品でないもの）		毒性
	塗料、ペンキ		中毒性
	廃電池類	密閉型ニッケル・カドミウム蓄電池（ニカド電池）、ニッケル水素電池	重金属を含む
		リチウムイオン電池	発火の危険性
		ボタン電池	水銀を含む可能性
		カーバッテリー	鉛、硫酸を含む
	廃蛍光灯		水銀を含む可能性
危険性があるもの	灯油、ガソリン、エンジンオイル		爆発性、発火性
	有機溶剤（シンナー等）		中毒性
	ガスボンベ		爆発性
	カセットボンベ・スプレー缶		爆発性
	消火器		破裂の危険性
感染性廃棄物（家庭）	使用済み注射器針、使い捨て注射器等		感染の危険性
PCBを含むもの	トランス等の電気機器		－
石綿を含むもの	壁材、屋根材、外装材や内装材等（例：石膏ボードやロックウール）		－

1. 有害廃棄物を取り扱う施設

有害廃棄物の発生源となる可能性のある施設のうち、特に有害物質を取り扱う主な施設として、PRTR届出対象施設（化学物質排出把握管理促進法に基づく特別要件施設）。例として、病院、研究機関、計量証明事業所、学校（小中学校を除く）、産業廃棄物多量排出事業者、ガソリンスタンド、農業用燃料タンク、アスベスト使用施設等。が挙げられる。これらの事業所については、地震や津波による化学物質の流出防止対策を講じることが求められることから、平時より位置と量を把握した台帳を整備する（本市におけるPRTR制度に基づく事業所等の一覧を資料10に示す）。

2. 有害廃棄物のへの対応

有害廃棄物の処理は、一般廃棄物の処理・処分を委託している北九州市の廃棄物処理施設では行えないため、処理が可能な業者に依頼する（アスベスト及び有害物質の処理手順を資料11に示す。）。

（1）アスベスト（石綿）

古い建物では、建物の保温断熱を目的とした吹き付けやスレート材、防音材、断熱材、保温材等としてアスベストが使われている可能性があり、損壊家屋の解体などで飛散し、作業員等に健康被害を及ぼす可能性があるため、処理にあたっては、以下の事項に留意する必要がある。

- 1) 地震または水害により被災した建物等は、解体または撤去前にアスベストの事前調査を行い、飛散性アスベスト（廃石綿等）または非飛散性アスベスト（石綿含有廃棄物）が発見された場合は、災害廃棄物にアスベストが混入しないよう適切に除去し、「アスベスト廃棄物」（廃石綿等または石綿含有廃棄物）として適正に処分する。
- 2) 廃石綿等は原則として仮置場に持ち込まないようにするが、被災の影響により適切な処理が実施できない場合は、一次仮置場でも受入を行うものとする。
- 3) 住民用仮置場や一次仮置場で災害廃棄物中にアスベストを含む恐れがあるものが見つかった場合に備え、分析・確認方法についてあらかじめ検討を行う。
- 4) アスベスト廃棄物を取り扱う現場の作業では、防じんマスクの着用、散水の実施など、アスベスト暴露防止のための作業環境管理に努めるものとする。

（2）アスベスト以外の有害廃棄物

農業、塗料、廃電池類やガスボンベ等の有害物質に関しては、それぞれ専門の処理業者に引き渡す必要がある。所有者が判明している有害廃棄物については、所有者にその処分を求めることを基本とするが、流出して所有者が判明しない有害廃棄物は他の廃棄物とは分別して、専門の処理業者へ引き渡す必要がある。

- 1) 有害性・危険性がある廃棄物のうち、産業廃棄物（特別管理産業廃棄物を含む）に該当するものは、事業者の責任において処理することを原則とし、一般廃棄物に該当するものは、排出に関する優先順位や適切な処理方法等について市民に広報するものとする。
- 2) 有害性・危険性がある廃棄物は、業者引取ルートの整備等の対策を講じ、適正処理を推進することが重要であり、平時より関連業者へ協力要請を行っておく。

第9節 思い出の品等

災害に伴い、貴重品や位牌、アルバム等、被災された方の思い出の品等が発生する。これらは、むやみに廃棄せず、基本的な取扱いルールをあらかじめ以下のとおり定めておく。

- ① 建物の解体など災害廃棄物を撤去する場合は、貴重品や思い出の品を取り扱う必要があることを前提として作業を行う。
- ② 発見した場合は発見日時、場所、発見者、品目、確認者等を記録し、あらかじめ定めた保管場所に保管する。
- ③ 建物の解体などについては、できるだけ持ち主立会いのもとで実施し、思い出の品や貴重品等が発見された場合に確認を行う。
- ④ 現金、貴金属、預金通帳、金庫、猟銃等を発見した場合は、速やかに警察に届け出る。
- ⑤ 土や泥等で汚れている場合が多いため、一度集めて汚れを落とすことが望ましい。
- ⑥ パソコン、携帯電話、デジカメ、ビデオ等記録媒体に伴うものは「思い出の品」として取り扱う。

【貴重品、思い出の品等として想定されるもの】

位牌、アルバム、写真、財布、通帳、手帳、印鑑、貴金属類、賞状、成績表、パソコン、電子媒体（ハードディスク等）、携帯電話、ビデオ、デジタルカメラなど

第10節 その他、取り扱いに配慮が必要となる廃棄物

その他の廃棄物で、災害に伴って発生した際に配慮が必要なものについての基本的な対応は、以下のとおり想定しておく。

1. 自動車・バイク

- ・本市では、所有者もしくは引取業者へ引渡すまでの保管対応を行う。
- ・所有者へ処理の意思確認を行う。
- ・所有者が不明な場合は、一定期間公示し、所有権が市に帰属してから処理（引取業者への引渡し）を行う。

- ・冠水歴のある車両は、エンジン内部に水が浸入している可能性があるためエンジンをかけない。
- ・電気系統のショートを防ぐため、バッテリーのマイナス端子を外す。
- ・廃油、廃液が漏出している車は、専門業者に依頼して廃油・廃液を抜き取る。
- ・電気自動車、電気二輪車、ハイブリット車にはむやみに触らない。絶縁防具や保護具を着用して作業を行う。

2. 腐敗性の強い廃棄物

- ・腐敗性の強い廃棄物は、悪臭や衛生害虫発生の原因となり、住民の生活環境を悪化させるため、市中と往来から速やかに排除し、早期処理に努める。
- ・早期の焼却処理や最終処分ができない場合は、腐敗を遅らせる措置（石灰散布など）をとる。

第11節 し尿処理・仮設トイレ

1. し尿対策の方針

災害が発生すると、避難所トイレの不足、断水や下水道、浄化槽等の被災によりトイレ使用不能世帯が発生することが予想される。こうした事態に対応できるよう、平時より、以下の事項を基本として、対策を講じておく。

- (1) 災害時の仮設トイレ及びし尿収集、運搬、処理に関する機材を確保しておく。
- (2) 被災時に必要な仮設トイレや関連資機材が確保できるよう、以下のように関係団体との協定締結や協力要請による調達体制を構築しておく。
 - 1) 「災害時における応急復旧業務の応援に関する協定」に基づき、市内建設業者の手持ちの仮設トイレを借り受ける。
 - 2) 福岡県の「災害発生時におけるレンタル機器機材の供給に関する協定」に基づき、必要な移動トイレ、発電機、その他機材の供給を県（防災規格課）に支援を求める。
- (3) 仮設トイレの設置方法について検討しておく。
- (4) 高齢者の使用に配慮して洋式トイレを確保しておく。
- (5) 汚泥再生処理センターが被災した場合を含め、搬入先及び搬入方法を検討しておく。
- (6) 管渠の破損によって下水道が使用できなくなる可能性があることを考慮しておく。

2. し尿の収集・運搬体制と仮設トイレ等の確保

災害時は、仮設トイレの設置によりし尿収集量が増加することが予想されることから、平成29年2月17日に福岡県と福岡県環境整備事業協同組合連合会が締結した「災害時における災害廃棄物の処理等の協力に関する協定」に基づいて災害時に収集運搬車両の支援を受けられる協力体制を、平時より築いておく。

第 1 2 節 職員への教育訓練

災害発生時において、災害廃棄物処理計画に基づく廃棄物処理を着実に実行していくためには、平時から研修や訓練を通じ、処理体制や役割など計画に基づく行動内容を確認する必要がある。

本市でも、本計画を念頭に置いた定期的な職員への教育訓練を実施することとし、災害廃棄物対策全般に対する職員の認識を深めるものとする。また、研修や訓練を通じて得られた課題や問題点は、災害廃棄物処理計画の見直しの際に反映させる。

第4章 初動期（発災直後～3日間程度）の対応

第1節 初動期の対応事項

発災直後から3日間程度の初動期は、人命救助が最優先で行われている時期であり、被災地にも混乱が生じていることが予想される。初動期における災害廃棄物処理に関しては、被災状況の確認や受入体制の整備、必要な資機材の確保、支援が必要な内容の把握等、処理を進められるようにするための準備を速やかに行うことが必要である。また、発災後の対応として、現場状況の写真撮影等、災害廃棄物処理に関する記録を処理の終了まで収集・整理するものとする。

表 4-1-1 初動期（発災直後～3日間程度）の対応事項

◇初動体制の準備に関すること

対応事項	担当（○主担当、△副担当）		
	ごみ対策係	消毒対策係	その他
直方市災害対策本部の設置			市長
職員の参集、処理対応可能な人員の把握、災害廃棄物処理体制の確立	○	○	災害対策本部
水道衛生班の連絡窓口の開設及び周知（組織内部向け、市民向け、支援先向け）	○	○	
直方市災害対策本部、庁内関連各部署との連絡体制の確立（連絡先の把握）、情報交換	○	○	
国（環境省九州地方環境事務所）、福岡県、北九州市（ごみ処理・処分委託先）、民間事業者・団体、協定締結自治体、D.Waste-Net 等、外部で調整を必要とする相手先との連絡体制の確立、情報交換	○	○	

◇ごみ処理に関すること

対応事項	担当（○主担当、△副担当）		
	ごみ対策係	消毒対策係	その他
ごみ処理施設（中継施設及び処理・処分委託先：北九州市）の被災状況の確認（災害廃棄物発生量推計に必要な情報の収集）、及び状況写真等の記録	○	△	
ごみ処理施設（中継施設及び処理・処分委託先：北九州市）までの収集運搬車両通行ルートの被災状況の確認（代替ルートの検討）	○	△	
（施設が被災により平時の処理体制が継続できない場合） ・処理先の確保（支援の調整） ・施設の修繕に関する手配	○	△	
市が保有する収集運搬車両の被災状況の確認と確保	○	△	
市の委託業者や許可業者の収集運搬車両の被災状況及び収集運搬に関する支援の可否の確認	○	△	
有害物質等を含む廃棄物が発生するおそれのある事業所の被災状況の確認	○	△	
有害物質等を含む廃棄物が発生した場合の応急対応（一時保管場所の確保、安全対策の実施等）	○	△	
災害廃棄物の発生状況の確認（自然発生的に山積みされている廃棄物等も含む）	○	△	
ごみの分別区分、排出方法、収集方法の検討（避難所ごみの対応も含む）	○	△	
避難所用ごみステーションの設置検討及び対応	○	△	
収集運搬計画の作成	○	△	

◇仮置場に関すること

対応事項	担当（○主担当、△副担当）		
	ごみ対策係	消毒対策係	その他
仮置場候補地の状況の現地確認及びアクセス経路の確認	○	△	
ブルーシート、鉄板、ネット等の資機材の調達	○	△	
消毒液、消毒機械等の資機材の調達	△	○	
住民用仮置場の設置・管理開始、市民への広報、写真等の記録	○	△	
仮置場（一次仮置場、二次仮置場）の必要面積の推計	○	△	

◇ごみ処理に関すること

対応事項	担当（○主担当、△副担当）		
	ごみ対策係	消毒対策係	その他
し尿処理施設の被災状況の確認（災害廃棄物発生量推計に必要な情報の収集）、写真等の記録	○	△	
し尿処理施設までの収集運搬車両通行ルート of 被災状況の確認（代替ルートの検討）	○	△	
（施設が被災により平時の処理体制が継続できない場合） ・処理先の確保（受援の調整） ・施設の修繕に関する手配	○	△	
市の委託業者の収集運搬車両の被災状況及び収集運搬に関する受援の可否の確認	○	△	
仮設トイレ、資機材の必要数量の把握及び不足分の調達	○	△	
仮設トイレ設置計画の作成	○	△	
仮設トイレの設置、設置先との連絡体制確立	○	△	
収集運搬計画の作成	○	△	

◇受援に関すること

対応事項	担当（○主担当、△副担当）		
	ごみ対策係	消毒対策係	その他
支援を受ける必要がある内容の確認	○	△	
支援先との連絡・調整（市との協定に基づく支援、地域単位の協定に基づく支援、自主的なプッシュ型支援等）	○	△	
災害廃棄物処理に関連するボランティア等の対応	○	△	災害対策本部

第2節 初動体制の確立

1. 対策組織の設置

「第2章 第2節 組織・執行体制」の図2-2-1に示した災害廃棄物対策組織を設置し、災害廃棄物対策部の体制を確立するため、以下の対応を行う。

- ・市職員の参集（出張等により参集できない職員や、被災により処理体制に参加できない職員がいる場合は、人員配置の調整や応援要請等についても必要に応じて検討する）
- ・災害廃棄物対策部の連絡窓口の開設及び周知

- ・ 直方市災害対策本部及び市内各部署との連絡体制の確立
- ・ 外部との連絡体制の確立（国、県、民間事業者、協定締結自治体、その他関係諸機関等）
- ・ 支援の要請及び受入の連絡調整体制の整備

2. 状況確認

◇その他

対応事項	担当（○主担当、△副担当）		
	ごみ対策係	消毒対策係	その他
道路、公共施設等の被災・復旧状況、及び上下水道、電気、ガス等のインフラ関係の被災・復旧状況	○	△	災害対策本部
指定避難所の開設状況、避難者数	○	△	災害対策本部
建物被害状況、写真等の記録	○	△	災害対策本部
廃棄物処理に関する市民向け広報の実施	○	△	
廃棄物処理に関する問合せ対応	○	△	
思い出の品への対応	○	△	災害対策本部

速やかな災害廃棄物処理を実施するため、以下の確認・調整等を行う。

- ・ 被災状況の確認
 - ◆ 廃棄物処理施設（北九州市の廃棄物処理施設を含む）
 - ◆ 仮置場候補地
 - ◆ 市が保有する収集運搬車両
 - ◆ 許可業者及び業者の施設・収集運搬車両
 - ◆ 有害物質等を含む廃棄物が発生するおそれのある事業所
 - ◆ 道路（収集運搬車両通行ルート）、上下水道、電気、ガス、公共施設
- ・ 指定避難所の開設状況、避難者数

第3節 ごみ処理

表 1-2-1 及び表 1-2-2 に示したように、災害時に発生するごみとしては、災害に直接起因して発生する廃棄物と、被災者や避難者の生活に伴い発生する廃棄物があり、それぞれの処理を行っていく。ごみ処理に関することは、主にごみ対策係が担当する。

1. 住民用仮置場の設置、管理体制の確立

災害直後は、ごみステーションやその周辺に家庭ごみや災害廃棄物が山積みとなり、交通やごみ収集作業に支障を生じるおそれがある。そのため、市民が災害によって廃棄せざるを得なくなった家財類（片付けごみ）を排出できる場所として、住民用仮置場を設置する。

住民用仮置場の設置に際しては、初動期における道路啓開状況を踏まえ、交通が遮断されておらず、かつ、市民の生活場所に近いところに、従来のごみステーションとは別に設置する。なお、住民用仮置場の指

定に当たっては、発災後ただちに候補地の現地確認が必要であるが、この際、のちに設置することになる一次仮置場や二次仮置場（必要に応じて設置）の候補地についても合わせて確認を行う。

設置場所は速やかに市民へ広報を行う必要があるが、住民用仮置場への搬入については、生ごみ等日常生活から発生する家庭ごみや、倒壊家屋から生じるがれき・木くず、有害廃棄物等の適正処理困難物が持ち込まれないよう併せて周知を行う。また、住民用仮置場で衛生害虫や悪臭が発生する場合は、市民からの要請に応じ、防疫対策に努める（消毒対策が担当）。

■ 住民用仮置場への持込みが可能なもの
・ 災害によって廃棄せざるを得なくなった大型ごみ、小型家電製品等の家財類（片付けごみ）
■ 住民用仮置場への持込みができないもの
・ 家庭ごみ（発災後も日常生活に伴って発生するごみ。通常のステーション回収で対応する。） ・ 倒壊家屋から生じるがれき、木くず（解体家屋から発生するものを含め、一次仮置場で受入を行う。） ・ アスベスト、農薬等をはじめとする有害廃棄物や適正処理困難物（専門の処理業者、回収店等、品目ごとに定められた方法での処理の実施が基本となる。処理先の被災等により適切な処理が実施できない場合は、一次仮置場でも受入を行う。） ・ 家電4品目（平時と同じく販売店等での回収を基本とする。販売店の被災等により適切な処理が実施できない場合は、一次仮置場でも受入を行う。） ・ 道路啓開に伴って生じたがれき、木くず、土砂等

2. ごみの排出方法の周知・広報

（1）家庭ごみ

発災後に生じる家庭ごみについては、平時と同様の排出方法とする。ただし、多量に排出される場合や収集・処理に支障が生じる場合は、一時的に排出可能な品目を制限するなど、対応を検討する（表 4-3-1 参照）。

（2）避難所ごみ

発災に伴い、指定避難所に避難している住民の生活に伴い排出されるごみについては、初期の段階では家庭ごみと同様の分別が困難となることが予想される。したがって、指定避難所から発生するごみについては、もやせるごみ（可燃製品）、もやせないごみ（不燃製品）及び資源物（缶、ガラスびん、ペットボトル等）と簡素な分別区分とし、速やかな処理体制の確保を図る。発災後概ね2週間を経過するころまでに、表 4-3-1 のような分別区分で回収できるように努める。

（3）災害によって発生したごみ、大型ごみ

災害によって、日常生活に伴い生じる家庭ごみのほかに、壊れた家財等の廃棄物が多量に排出されることが予想される。これらの片付けごみについては、ステーションとは別の住民用仮置

場を設け、日常の家庭ごみとは別に排出するものとし、市民への排出方法の広報を行う。

表 4-3-1 ごみの分別区分と想定される品目

分別区分		対象品目	
もやせるごみ (可燃製品)		生ごみ、使用済みの非常用トイレ（し尿）、食用油、革類・ゴム類、リサイクルできない紙類、リサイクルできない布類、プラマークがついていないプラスチック製品、汚れが落ちにくい資源プラ、木くず、その他（ペットの砂、乾燥材、保冷材、使い捨てカイロ等） ※腐敗性の高い生ごみや使用済みの非常用トイレは、優先的に回収できるように、他の燃やせるごみとは分別して保管しておくことが望ましい。	
もやせないごみ (不燃製品)		金属類、ガラス類、陶磁器類、家電製品	
資源物	缶	飲料缶（アルミ、スチール）	
	ガラスびん	飲料用のびん（無色、茶色、その他色）、（化粧品や薬のびん等は燃やせないごみとして排出する。）	
	ペットボトル	ペットボトル（ふたはその他プラとして排出する。）	
	その他プラ	プラマークのついたカップ類、袋類、ボトル類、パック・トレイ類、ネット類等	※ 発災～2 週間程度は、指定避難所からの発生は見込まない。
	台所用小金属	金属製のなべ、やかん、フライパン等	
	廃食用油	動物性・植物性の使用済み食用油	
	紙パック・古紙	牛乳パック、新聞紙、ダンボール等	
	古着	家庭から出る古着全般	
	小型電子機器	携帯電話、電子手帳、タブレット等	
	廃水銀製品等	蛍光管、水銀使用の血圧計、体温計、温度計、乾電池（マンガン、アルカリ、オキシライド等の使用済み乾電池；ニカド電池、ニッケル電池、ボタン電池を除く）等	
刈草・剪定枝・竹		草、小枝、落ち葉等	
粗大ごみ（可燃・不燃）		布団、カーペット、よしず、たたみ、じゅうたん、スプリングマット、ソファ、家具、机、自転車等	
処理困難物		タイヤ、ガスボンベ、塗料・シンナー・廃油・農薬・劇薬等、危険な薬品類、家庭で使用した注射針、バッテリー、電動自転車・電動カート、消火器等	
家電4品目		エアコン、テレビ（ブラウン管式テレビ、液晶テレビ、プラズマテレビ、リモコン含む）、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機	
在宅医療廃棄物		点滴の袋、チューブ、カテーテル等	

表 4-3-2 災害時の家庭ごみ及び避難所ごみの処理体制（想定する基本形）

			平時	災害時					
				発災後 2 週間以内		発災後 3 週目以降			
			家庭ごみ			家庭ごみ	避難所ごみ	家庭ごみ	避難所ごみ
ごみステーション及び指定避難所の収集時刻			日中	日中を基本とするが、困難な場合は夜間でも対応する		日中			
ごみ収集の対応	もやせるごみ (可燃ごみ)		回収	回収（ステーション、指定避難所） ※生ごみ、使用済携帯用トイレなど腐敗性の高いものを優先的に回収		回収（ステーション、指定避難所）			
	もやせないごみ (不燃ごみ)			基本は平時と同様であるが、収集体制・処理能力等の問題から対応困難な場合は、一時的に排出品目の制限を行う場合もある。 ※粗大ごみ、不燃ごみ（燃やせないごみ）は、住民用仮置場又は一次仮置場への持込みとする。	回収	回収（不燃物中継所、住民用仮置場・一次仮置場へ持込）			
	資源物	缶				基本的に発生を見込まない。（排出者の自己責任での処理）		回収	
		ガラスびん							
		ペットボトル							
		その他プラ							
		台所用小金属							
		廃食用油							
		紙パック・古紙							
		古着							
		小型電子機器							
		排廃水銀製品等							
	粗大ごみ					回収（有料収集、不燃物中継所へ持込）	販売店等対応	回収（不燃物中継所又は一次仮置場へ持込）	基本的に発生を見込まない。（排出者の自己責任での処理）
	処理困難物		販売店等対応	販売店等対応					
	家電 4 品目								
在宅医療廃棄物（注射針等鋭利なものは処理困難物）		回収	回収（被災によって注射針等回収先がない場合は市へ問合せ）		回収（被災によって注射針等回収先がない場合は市へ問合せ）				

※燃やせるごみ以外の避難所ごみについては、収集時に堆積量を確認し、収集の必要のある品目について市が報告を受け、随時収集する。

3. 有害物質等を含む廃棄物の対応

有害物質等を含む災害廃棄物が発生した場合、その処理は専門の業者に処理を委託する必要がある。そのため、専門の処理業者等が引き取りに来るまでの間、環境保全のための対策として、以下の対応を行う。

- ・ 仮の災害廃棄物への混入、汚染を防止するため、通常の災害廃棄物とは別に仮置き、一時保管等を行う。保管場所については、有害廃棄物の種類ごとに分別し、原則コンクリート等で舗装された場所であつ風雨に曝されることがない屋内とする。なお、屋内保管が難しい場合は、底部に遮水シート、上部は仮設テント、ビニールシート等で雨水対策を実施する。
- ・ 運搬の際は、密閉した容器に入れるなど、二次的な漏出、飛散が起こらないようにする。
- ・ 取扱時には、曝露防止や安全対策のため、マスクやメガネ、肌を露出されない服装等を義務付ける。

4. ごみの収集方法（収集運搬計画の作成）

避難所ごみや災害によって発生したごみなど、災害時には平時より多くの場所で多量の廃棄物が発生することから、災害時のごみの収集は、平時とは異なる収集方法で対応に当たることになる。被災状況や指定避難所の開設場所を踏まえ、収集運搬計画を別途作成し、収集開始日、収集品目、収集頻度等について、市民に対して速やかに広報を行う。この際、収集車両や人員の確保状況に応じて収集頻度が平時より減少する可能性があることや、処理施設の受入能力や廃棄物発生量に応じて収集の制限を行い、可燃ごみなど腐敗のおそれのあるものを優先的に収集するといった対応を要する可能性があること、収集が日中ではない時間帯になる可能性があることについて留意し、平時の対応と異なる点については、特に重点的に市民に対して周知を行う。

災害時は、速やかな回収体制の構築に努め、この初動期のうちにできる限り収集を開始できるようにすることを目標とする。

5. ごみ処理施設（中継施設）への対応

（1）発災時の職員の参集状況の確認と人員配置

発災時には、職員の参集状況及び勤務可能状況を確認し、施設修繕業務に従事する職員を配置するとともに、水道衛生班長へ報告する。

（2）ごみ処理施設（中継施設）の安全確認及び被害状況の把握

災害発生後、可燃物及び不燃物中継施設の建物、設備本体及び付帯設備の損壊、電気系統、用水の確保状況や配管の点検を行い、損壊或いは支障の有無、損壊や支障の認められる場合はその状況を速やかに水道衛生班長へ報告する。

(3) 処理施設の復旧

1) 被災施設の把握と報告

発災後、必要に応じてプラントメーカーに応援を要請し、被災状況を詳細に把握し、水道衛生班長へ報告する。

2) 施設修繕の手順

① 情報の整理と復旧計画の作成

- ・ 処理業務担当と処理施設の被災状況を集約し、復旧計画を立てる

② 施設修繕着手

- ・ 自己対応が可能なものについては職員で修理
- ・ メーカーに修繕を依頼する場合は、修繕に応じた業者を選定

3) 施設修繕の進捗状況把握と報告

施設修繕の進捗状況を把握し、水道衛生班長へ報告する（1回／日）。

6. 北九州市（一般廃棄物処理委託先）の状況確認

北九州市のごみ処理施設の被害状況の把握

一般廃棄物の処理・処分の委託先である北九州市の一般廃棄物処理施設（焼却処理施設、資源化施設等、最終処分場等）の被害状況を確認し、その状況を速やかに水道衛生班長へ報告する。

第4節 し尿処理

し尿処理に関する対応については、消毒対策係とごみ対策係が担当する。

1. 仮設トイレ及び資機材の必要数量の把握と調達

(1) 仮設トイレの地域ごとの必要性を把握するため、次の情報を災害対策本部から把握する。

- ・ 住民の避難状況
- ・ 上下水道の被災状況と復旧の見通し

(2) 災害対策本部から得た情報に基づき、指定避難場所への仮設トイレの設置の必要性及び断水や下水道下水道等の損壊により水洗トイレが使用不能となった在宅住民を対象とした仮設トイレの必要性を把握する。

(3) 「災害時における応急復旧業務の応援に関する協定」に基づき、市内建設業者の手持ちの仮設トイレを借り受ける。

(4) 福岡県の「災害発生時におけるレンタル機器材の供給に関する協定」に基づき、必要な移動トイレ、発電機、その他機材の供給を県（防災企画課）に支援を求める。

(5) 仮設トイレ等の調達に加えて、衛生的な環境を維持するため、消臭剤、脱臭剤等についても併せて調達する。

(6) 必要な情報収集を行った後、仮設トイレ設置計画を作成する。

2. 仮設トイレ等の設置

仮設トイレ設置方針

仮設トイレは、夜間の照明やし尿収集車両の動線、収集車のホースが届く位置等を勘案して設置する。

使用方法、し尿収集の予定日、故障や異常時の連絡先などを明示した文書を仮設トイレに貼付する。

トイレットペーパー、消臭剤、清掃用具などの消耗品については、必要数を把握・調達し、仮設トイレ設置場所へ配備する。

指定避難所に設置する場合は、各避難所に維持管理担当者を選任する。

3. し尿・浄化槽汚泥量の把握

環境省の災害廃棄物対策指針等をもとに、し尿・浄化槽汚泥の必要収集量の推計を行う。

時間の経過に伴い、被災状況の把握や避難者数、仮設トイレの設置状況を踏まえてより正確な情報が得られるようになれば、それを基に推計の見直しを行っていく。

4. し尿・浄化槽汚泥の収集方法（収集運搬計画の作成）

し尿・浄化槽汚泥の収集は、通常時の体制を基本として対応するが、設置された仮設トイレからのし尿の収集もあるため、収集車両の配置が適切に行えない場合は、近隣自治体及び関係団体等への支援要請により、収集体制の確保を図る。

し尿の収集については、貯留量に余裕のない仮設トイレからの収集を最優先とする。

便槽や浄化槽へ土砂が流入している場合は、その性状に合わせた収集車両、処理処分を行う。

以上の内容を踏まえ、し尿・浄化槽汚泥の収集運搬計画を作成する。

5. し尿処理施設への対応

(1) 発災時の職員の参集状況の確認と人員配置

発災時には、職員の参集状況及び勤務可能状況を確認し、施設修繕業務に従事する職員を配置するとともに、水道衛生班長へ報告する。

(2) し尿処理施設の安全確認及び損壊状況の把握

災害発生後、し尿処理施設の建物、各設備や槽類、ポンプなど付帯設備の損壊、電気系統、用水の確保状況や配管の点検を行い、損壊あるいは支障の有無、損壊や支障の認められる場合はその状況を速やかに水道衛生班長へ報告する。

(3) 施設損壊時の対応方針

災害により、し尿処理施設の損壊などで、市内での対応が困難な場合は、「災害時における福岡県内市町村間の相互応援に関する基本協定」に基づき、県内近隣自治体のし尿処理施設での受入の可否を確認し、支援を要請する。

(4) 処理施設の復旧

1) 被災施設の把握と報告

発災後、必要に応じてプラントメーカーに応援を要請し、処理業務担当と合同で処理施設の被災状況を詳細に把握し、水道衛生班長に報告する。

2) 施設修繕の手順

① 情報の整理と復旧計画の作成

- ・ 処理業務担当と処理施設の被災状況を集約し、復旧計画を立てる

② 施設修繕着手

- ・ 自己対応が可能なものについては職員で修理
- ・ 各メーカーに修繕を依頼する場合は、修繕に応じた業者選定

3) 施設修繕の進捗状況把握と報告

施設修繕の進捗状況を把握し、水道衛生班長へ報告する。

第5章 応急対応期【前半】（発災4日目～2週間程度）の対応

第1節 応急対応期（前半）の対応事項

発災4日目から2週間程度までの応急対応期（前半）には、被災状況が徐々に明らかになり、初動期に進められた災害廃棄物処理の準備を受け、収集の開始、一次仮置場の選定・設置など、被災者の目の前からごみを片付けていくための対応に着手する。

表 5-1-1 応急対応期【前半】（発災4日目～2週間程度）の対応事項

◇災害廃棄物処理体制全般に関すること

対応事項	担当（○主担当、△副担当）		
	ごみ対策係	消毒対策係	その他
庁内の情報共有、情報交換	○	△	
外部（国、県、支援機関等）との情報共有、情報交換	○	△	
得た情報の水道衛生班内での共有	○	△	水道衛生班長
災害廃棄物処理実行計画の策定、災害報告書作成準備（情報の整理・集約）	○	△	

◇ごみ置き場に関すること

対応事項	担当（○主担当、△副担当）		
	ごみ対策係	消毒対策係	その他
災害廃棄物発生量の推計	○	△	
処理委託先（北九州市）処理施設の受入余力確認、受援の必要性の判断	○	△	
収集運搬計画に基づく収集の実施	○	△	
市民、指定避難所等へのごみの分別指導	○	△	
施設の修繕に関する対応	○	△	
ごみの受入制限についての判断、広報、実施	○	△	

◇仮置場に関すること

対応事項	担当（○主担当、△副担当）		
	ごみ対策係	消毒対策係	その他
一次仮置場の必要面積の検討	○	△	
一次仮置場の選定	○	△	
一次仮置場の作業に必要な機材・オペレータ等の調達、管理業務（衛生管理含む）委託の必要性検討	○	△	
一次仮置場搬入時の分別区分や搬入管理項目の決定	○	△	
一次仮置場から直接資源化可能なものの搬出先の確保	○	△	
一次仮置場内のレイアウトの決定	○	△	
一次仮置場の受入体制の整備（人員配置、搬入ルール等）、開設	○	△	

一次仮置場の運営管理、防疫対策の実施	○	△	
住民用仮置場の維持	○	△	
(必要に応じて) 衛生害虫や悪臭対策のための消毒作業の実施	△	○	
(必要に応じて) 二次仮置場から搬出される資源物の搬出先の検討	○	△	

◇し尿処理に関すること

対応事項	担当 (○主担当、△副担当)		
	ごみ対策係	消毒対策係	その他
市の処理施設の受入余力の検討 (受援の必要性の判断)	○	△	
(支援を受ける場合) 支援要請自治体との調整	○	△	
収集運搬計画に基づく収集の実施	○	△	
施設の修繕に関する対応	○	△	

◇受援に関すること

対応事項	担当 (○主担当、△副担当)		
	ごみ対策係	消毒対策係	その他
支援を受ける必要がある内容の確認	○	△	
支援先との連絡・調整	○	△	
災害廃棄物処理に関連するボランティア等の対応	○	△	災害対策本部

◇その他

対応事項	担当 (○主担当、△副担当)		
	ごみ対策係	消毒対策係	その他
道路、公共施設等の被災・復旧状況、及び上下水道、電気、ガス等のインフラ関係の被災・復旧状況	○	○	災害対策本部
指定避難所の開設状況、避難者数	○	○	災害対策本部
建物被害状況	○	○	災害対策本部
廃棄物処理に関する市民向け広報の実施	○	○	
廃棄物処理に関する問合せ対応	○	○	
思い出の品への対応	○	△	災害対策本部

第2節 ごみ処理

1. 災害廃棄物発生量の推計

環境省の災害廃棄物対策指針等をもとに、災害廃棄物発生量の推計を行う。

推計は、仮置場の必要面積や他の自治体、民間関係団体への支援要請など、発災後速やかに処理の方向性を判断するために行うものであるため、極力簡略化された算出方法により推計を行う。

時間の経過に伴い、被災状況の把握や処理の進行を踏まえてより正確な情報が得られるようになれば、

それを基に推計の見直しを行っていく。

2. ごみの収集

初動期に作成された収集運搬計画に基づき、家庭ごみ、避難所ごみの収集を実施する。

3. 住民用仮置場の維持

一次仮置場が設置されたのちは、住民用仮置場に一時保管されている片付けごみを順次一次仮置場へ運搬するとともに、新たに発生する片付けごみの搬入先についても一次仮置場へ徐々に集約させるものとするが、応急対応期（前半）においては、市民が排出しやすい場所に設置されている住民用仮置場のニーズも多いことが予想されるため、引き続き、住民用仮置場での受入も行う。

4. 一次仮置場の設置・運営

（1）必要面積の検討

仮置場（一次仮置場）に必要な面積は、以下の考え方を参考とする。

仮置場面積の推計方法

◇面積の推計方法の例

面 積＝仮置量／見かけ比重／積み上げ高さ×（1＋作業スペース割合）

○見かけ比重：可燃物 0.4 (t/m³)、不燃物 1.1 (t/m³)

○積み上げ高さ：5m、選定枝などは 2m

○作業スペース割合：作業スペース割合 100%

◇確保する面積の目安

がれき等は継続して発生し、また順次処理していくため、必要面積の全てを一度に確保する必要はなく、必要面積の 50%を目途に確保する。

（2）一次仮置場の選定

発災後、災害廃棄物の前処理（粗選別）を行い、再資源化や処理先へ搬出するまで一時保管するための一次仮置場を、平時に想定していた候補地の中から選定する。災害の規模・種類・被災場所によっては、平時に想定していた候補地以外にも場所を確保する必要がある。

実際の被災状況や指定避難所、応急仮設住宅、自衛隊の野営場等への利用状況等を勘案し適切な集積場所を選定する。一次仮置場の選定に当たっては、以下の点について確認する。

- ・ 市民の居住地域に近接せず、被災地域や指定避難所からの道路が不通となっていないか。
- ・ 浸水していないか（ぬかるみなどにより、乾燥するまで使用困難）
- ・ 災害廃棄物の発生推計量に対し、必要な面積が確保されているか
- ・ 私有地から選定する場合、貸与を受けるための調整が可能か

（3）必要な機材等の調達

一次仮置場の作業に必要な資機材や人材を確保する。

- ・ 一次仮置場における粗選別・積み上げ作業等に必要な重機（ショベルローダー、ブルドーザ

- ー、フォークリフト等）及びオペレータ
- ・ 分別区分の案内板や有害廃棄物保管等に用いるコンテナ
- ・ 必要に応じて散水車等

（４）分別・資源化方針の設定

一次仮置場における分別区分を決定するとともに、粗選別後に直接資源化可能なもの（金属類など）の搬出先を確保する。

（５）一次仮置場の開設

一次仮置場には、分別して搬入される災害廃棄物を種類毎に一時保管するスペースのほか、作業スペースとして大型物（木くず、金属、コンクリートがら、絨毯、布団、畳等）、危険物・有害物（燃料、爆発物、薬品、アスベスト、PCB 等）等の抽出、選別スペース、搬入搬出車両の通路及び積み降ろしスペース等を配置する必要がある。これらの作業スペースは、災害廃棄物を一時保管するために必要なスペースの同等程度必要である。

種類ごとに一次保管するスペースには、分別排出を徹底するため、分別区分の案内板を設置し、各スペースに積み下ろすことのできる災害廃棄物の種類を、排出側、管理側ともにわかりやすく周知する。

（６）一次仮置場への搬入作業の管理・指導

災害廃棄物処理の作業効率を高めるために、一次仮置場への搬入にあたっては、以下のような対応に努める。

- １）一次仮置場の入口で、搬入車（者）、搬入物の確認、記録（日報、写真撮影等）
- ２）車両誘導員を配置して、搬入物の分別区分ごとに搬入
- ３）搬入量（重量、体積）の把握、記録（日報、写真撮影等）
- ４）作業員の安全管理の確保（防じんマスク、安全靴、薬剤散布、熱中症及び防寒対策等）
- ５）不法投棄を防止するための体制（出入口の施錠、防犯カメラ設置、夜間巡回など）を構築

なお、分別区分に従った排出を指導していても、一旦混合状態でごみが排出されてしまうと、分別が不明瞭になり、徐々に排出ルールが守られなくなるため、分別区分の案内板や品目の見本を目立つよう配置するなど工夫するとともに、指導を徹底し、分別状態を維持できるよう慎重に管理を行う。

（７）一次仮置場の運営計画

一次仮置場では、多量の災害廃棄物を長期間積み上げて保管することになるため、悪臭等の環境上の問題や、火災の危険性等への対応が必要である。衛生害虫や悪臭への対応として、防疫対策に努めるものとし、必要に応じて防疫計画についても作成する。

5. ごみ処理施設（中継施設）への対応

ごみ処理施設が損壊等しており、施設の運転に支障が生じていた場合は、「第3章 平時からの準備」に記載された手順に基づき、復旧に着手する。

6. ごみの処理

（1）対応方針

ごみ処理に関する対応方針は、以下のとおりである。

- ・ 平時におけるごみ処理・処分を委託している北九州市と発災後の処理体制について協議を行う。
- ・ 推定された災害廃棄物の発生量、市のごみ処理施設（可燃ごみ・不燃ごみ中継施設）の点検結果、及び一般廃棄物の処理・処分の委託先である北九州市の一般廃棄物処理施設（ごみ処理施設、資源化等施設、最終処分場）の状況と余力調査結果を踏まえて、現行の処理ルートでどの程度の量の処理対応が可能か、検討を行う。
- ・ 現行の処理ルートのみで処理対応が困難な場合は、県、周辺他自治体、民間事業者等への支援要請の調整を開始する。
- ・ 災害によって行政機能の一部又は大部分が喪失した場合は、地方自治法に基づき、県への事務委託について検討を行う。市及び県とも極めて大きな被害を受けた場合は、国による廃棄物の処理の代行について、要請を検討する。
- ・ 生ごみや使用済の携帯用トイレなど、腐敗性の高い燃やせるごみを優先的に処理する。
- ・ 処理施設の稼働体制が整う前にごみの収集が行われている場合は、中継施設のごみピットや敷地内に一時的に貯留する。
- ・ 燃やせるごみの処理を優先するため、施設の稼働状況や廃棄物の量によっては、大型ごみ、燃やせないごみや資源物は一時的に収集・受入を停止し、住民用仮置場への仮置き等で対応する。

（2）処理フロー

1) 家庭ごみ（図5-2-1 参照）

- ・ 基本的には、平時の処理体制と同等とする。
- ・ 施設の稼働状況や廃棄物の量によっては、可燃ごみを優先的に収集し、粗大ごみ、不燃ご

み、資源ごみについては一時的に排出品目の制限を行う。

2) 避難所ごみ（発災後2週間以内を目途）

- ・ 避難所用ごみステーションの設置について検討する。
- ・ 発災直後の段階では、もえるごみ（可燃ごみ）、もやせないごみ（不燃ごみ）及び資源ごみ（缶、ガラスびん、PET ボトル）を収集することとし、発災後2週間を目処に平時の分別区分への移行できるように努める。

3) 避難所ごみ（発災後3週目以降目途）

- ・ この時期には、平時の分別区分と同様の処理体制となるよう努める。

家庭ごみ

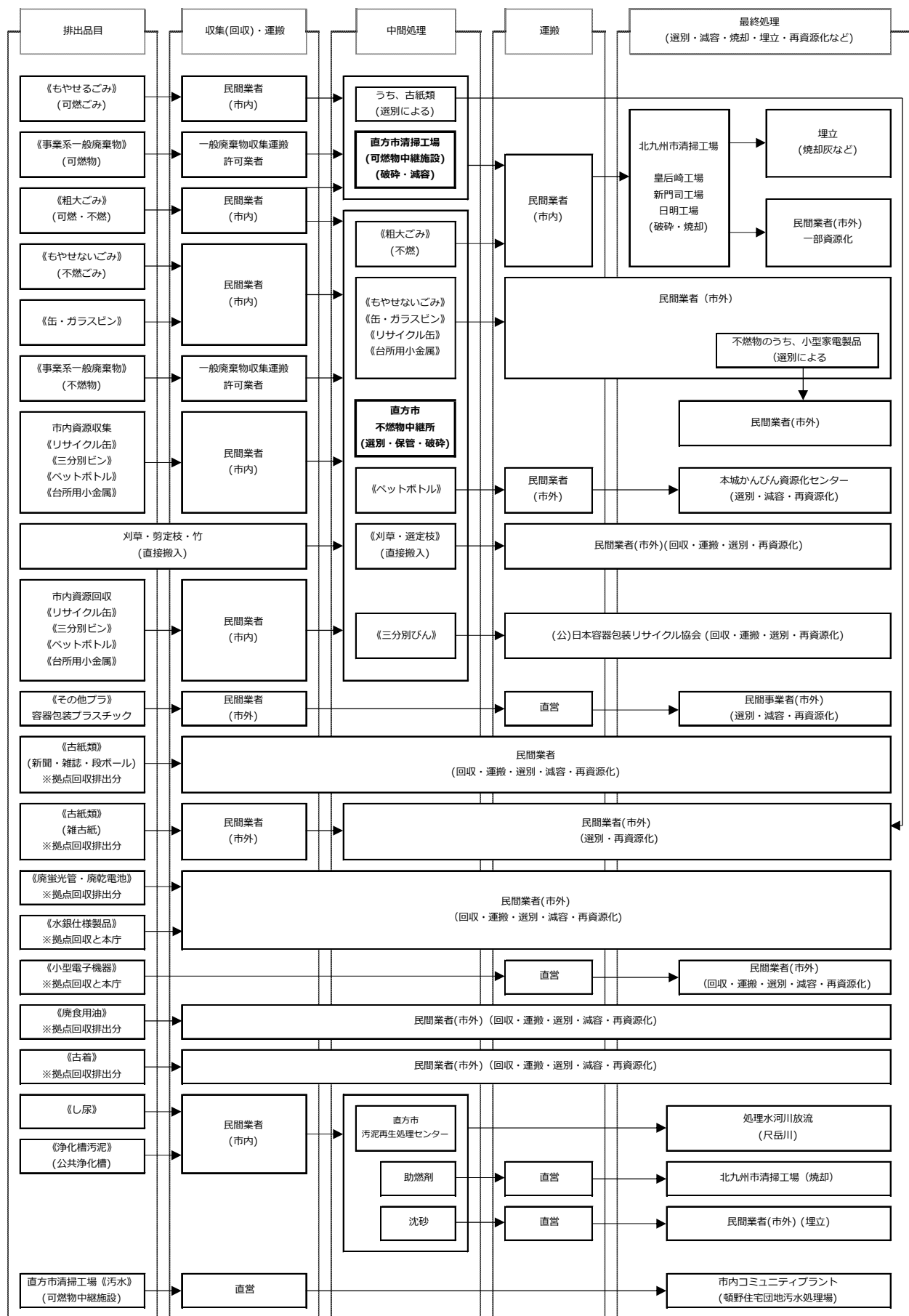


図 5-2-1 家庭ごみの処理フロー

第3節 し尿処理

1. し尿・浄化槽汚泥の収集

初動期に作成された収集運搬計画に基づき、し尿・浄化槽汚泥の収集を実施する。

2. し尿・浄化槽汚泥の収集方法

し尿・浄化槽汚泥の収集は、通常時の体制を基本として対応するが、設置された仮設トイレからのし尿の収集もあるため、収集車両の配置が適切に行えない場合は近隣自治体及び関係団体等への支援要請により、収集体制の確保を図る。

し尿の収集については、貯留量に余裕のない仮設トイレからの収集を最優先とする。

3. し尿処理施設への対応

し尿処理施設が損壊等しており、施設の運転に支障が生じていた場合は、「第3章 平時からの準備」に記載された手順に基づき、復旧に着手する。

4. し尿・浄化槽汚泥の処理

し尿・浄化槽汚泥の処理方法に関する対応方針は、以下のとおりである。

- ・ 通常時の処理体制（向鶴浄園での処理）を基本とする。
- ・ 市内での対応が困難な場合は、「災害時における福岡県内市町村間の相互応援に関する基本協定」等に基づく、近隣自治体のし尿処理施設での受入の可否を確認し、支援を要請する。

第4節 災害廃棄物処理実行計画の策定準備

この期間に収集された、ごみ処理及びし尿処理に関する情報は、災害廃棄物処理実行計画及び災害報告書にも活用されるため、計画を策定することを念頭に情報を整理する。計画に記載する事項として、以下のような内容を発災直後から整理・集約しておく。

- ・ 対応方針
- ・ 被災状況
- ・ 災害廃棄物の量
- ・ 分別区分
- ・ 収集運搬及び処理の体制、フロー
- ・ 仮置場の管理・運営体制
- ・ 支援自治体との連携体制
- ・ 処理スケジュール
- ・ 上記に関連する記録や写真等

第6章 応急対応期【後半】（発災3週目～2か月程度）の対応

第1節 応急対応期（後半）の対応事項

発災3週目から2か月程度までの応急対応期（後半）には、初動期、応急対応期（前半）に構築された処理体制に基づき、災害廃棄物の処理を本格的に開始する。

表 6-1-1 応急対応期【後半】（発災3週目～2か月程度）の対応事項

◇災害廃棄物処理体制全般に関すること

対応事項	担当（○主担当、△副担当）		
	ごみ対策係	消毒対策係	その他
庁内の情報共有、情報交換	○	△	
外部（国、県、周辺市町村、支援機関等）との情報共有、情報交換	○	△	
得た情報の水道衛生班内での共有	○	△	水道衛生班
災害廃棄物処理実行計画の策定・公表	○	△	
環境モニタリングの実施	○	△	
災害報告書の作成着手	○	△	

◇ごみ処理に関すること

対応事項	担当（○主担当、△副担当）		
	ごみ対策係	消毒対策係	その他
災害廃棄物発生量の推計の見直し	○	△	
市の中継施設の復旧状況、処理・処分委託先（北九州市）受入余力の確認、受援の必要性の判断	○	○	
収集運搬計画の見直し	○	△	
収集運搬計画に基づく収集の実施	○	△	
市民、指定避難所等へのごみの分別指導	○	△	
施設の修繕に関する対応	○	△	
ごみの受入制限についての判断、広報、実施	○	○	
家屋解体撤去に関する体制の構築	○	△	

◇仮置場に関すること

対応事項		担当（○主担当、△副担当）		
		ごみ対策係	消毒対策係	その他
一次仮置場の運営管理、防疫対策、二次災害の予防・監視・実施		○	○	
住民用仮置場の縮小・閉鎖検討		○	○	
閉鎖した住民用仮置場の原状復帰		○	△	
（必要に応じて）	二次仮置場の必要面積の検討	○	△	
	二次仮置場の選定	○	△	
	二次仮置場の設置・運営（業務発注）に向けての準備	○	△	
	二次仮置場搬入時の分別区分の決定	○	△	
	二次仮置場への受入体制の整備（人員配置、搬入ルール等）	○	△	
	二次仮置場から搬出される資源物の利用先の確保	○	△	

◇し尿処理に関すること

対応事項		担当（○主担当、△副担当）		
		ごみ対策係	消毒対策係	その他
市の処理施設の復旧状況、受入余力の確認、受援の必要性の判断		○	△	
収集運搬計画の見直し		○	△	
収集運搬計画に基づく収集の実施		○	△	
施設の修繕に関する対応		○	△	

◇受援に関すること

対応事項		担当（○主担当、△副担当）		
		ごみ対策係	消毒対策係	その他
支援を受ける必要がある内容の確認		○	△	
支援先との連絡・調整（市との協定に基づく支援、その他協定に基づく支援、自主的なプッシュ型支援等）		○	△	
災害廃棄物処理に関連するボランティア等の対応		○	△	災害対策本部

◇その他

対応事項		担当（○主担当、△副担当）		
		衛生 1 係	衛生 2 係	その他
道路、公共施設等の被災・復旧状況、及び上下水道、電気、ガス等のインフラ関係の被災・復旧状況				各担当班→災害対策本部
指定避難所の開設状況、避難者数				避難班→災害対策本部
建物被害状況				技術班→災害対策本部
廃棄物処理に関する市民向け広報の実施		○	○	
廃棄物処理に関する問合せ対応		○	○	災害対策本部
思い出の品への対応		○	△	災害対策本部

第2節 災害廃棄物処理実行計画の策定

応急対応期（前半）の整理・集約事項を基に、災害廃棄物の処理を進めるための具体的な方法やスケジュール等を定めた「災害廃棄物処理実行計画」を策定・公表する。

第3節 災害報告書の作成

環境省では災害（暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波その他異常な天然現象によって生ずる災害）により発生した災害廃棄物の処理や廃棄物処理施設が被災した際の復旧に対して財政的な支援を行っている。

災害関係事業の補助金申請にあたって、申請書（災害報告書）の作成を行う（災害等廃棄物処理事業費補助金制度を資料12に示す）。

第4節 ごみ処理

1. 災害廃棄物発生量の推計の見直し

災害廃棄物発生量は、発災直後は大まかな数量を把握するために行うが、時間の経過に伴い被災状況の把握や処理の進行を踏まえてより正確な情報が得られるようになれば、それを基に推計の見直しを行う。

この結果を踏まえ、災害廃棄物の処理計画の見直しを適宜行い、順次精度を上げつつ災害廃棄物処理の進行管理を行う。

2. ごみの収集

初動期に作成された収集運搬計画に基づき、家庭ごみ、避難所ごみの収集を実施することを基本とするが、時間の経過に伴うごみの分別区分や指定避難所の開設状況、施設の稼働状況等の変化を踏まえ、必要に応じて適宜見直しを行う。

3. 住民用仮置場の縮小

家庭からの片付けごみの住民用仮置場への搬入状況及び住民用仮置場から一次仮置場への搬出状況を考慮しながら、住民用仮置場は徐々に縮小し、搬入先を一次仮置場へ集約させる。この際、住民用仮置場として活用した場所は、ごみの撤去等の処理を適切に行い原状復帰するものとする。

4. 一次仮置場の運営

一次仮置場の運営については、「第5章 第2節 4. 一次仮置場の設置・運営」に記載した対応内容を踏襲する。

5. 二次仮置場の設置準備

二次仮置場については、災害廃棄物の発生量等から判断し、必要に応じて設置するものとする。

(1) 必要面積の検討

必要面積の考え方は、「第5章 第2節 4. 一次仮置場の設置・運営」に記載した一次仮置場の推計方法と同様である。

(2) 二次仮置場の選定

仮置場（住民用仮置場、一次仮置場）で粗選別された災害廃棄物の中間処理（破碎・選別等）を行うとともに、再資源化された再生資材を搬出するまで保管する機能を有する二次仮置場の設置に着手する。

平時に想定していた候補地の中から選定することが基本となるが、中間処理を行う場所であり、また、処理完了目標とする発災から概ね1年程度にわたる長期の活用が前提となることから、候補地の中でも、一次仮置場より作業性、最終処分場や再生資材の活用先へのアクセス、用役（水、電気）の確保等に優れた用地を選定する。

(3) 二次仮置場における中間処理業務

二次仮置場における中間処理の実施にあたり、施設の設置、中間処理の実施、現場管理等に係る業務の発注準備を進める。二次仮置場が設置されるまでには時間を要するため、発注公告は、速やかに実施するよう努める。

なお、二次仮置場には、処理前の災害廃棄物の保管スペース、中間処理施設設置スペース、処理後物保管スペース、搬出入用通路、管理事務所、駐車場などを配置するようにする。また、周囲はフェンスまたは飛散防止ネットを敷設するものとし、フェンスには、必要に応じて吸音板等騒音防止対策を施す。

(4) 分別・資源化方針の設定

二次仮置場における分別区分を決定するとともに、再生資材等として資源化可能なものについては、搬出先を確保しておく。再生資材の活用例としては、以下のようなものがある。

表 6-4-1 再生資材の主な活用例

品目	活用例
木くず	・燃料、パーティクルボード原料
廃タイヤ	・燃料
廃プラスチック	・プラスチック原料、RPF 原料
紙類	・RPF 原料
畳	・RPF 原料
がれき類 (コンクリートがら、アスファルトくず等)	・土木資材
金属くず	・金属原料
肥料、飼料	・セメント原料
焼却主灰	・土木資材
汚泥	・土木資材

6. 家屋の解体撤去

この時期になると、被災した家屋の解体撤去も徐々に進められていく。解体された後の廃棄物は、一次仮置場へ搬入されることになるが、搬入に際しては、分別方法や搬入時の注意点等について、解体業者等へ事前に教育・調整を行う（家屋の解体撤去に関する詳細を資料 13 に示す）。

（1）担当班の設置と業務分担

解体撤去に関する事務は概ね以下の 4 つの業務に分類できる。事務の実施にあたっては、必要に応じて担当班を設置し、業務にあたるものとする。

- ① 申請受付（申請書類の準備、申請の受付）
- ② 調査（家屋の被災程度の確認など現地調査）
- ③ 工務（解体業者への発注仕様書の作成、発注契約、解体撤去作業の完了確認）
- ④ 経理（解体業者への支払事務）

7. ごみの処理

ごみ処理については、「第 5 章 第 2 節 6. ごみの処理」に記載した応急対応期（前半）と同様の対応を引き続き行っていく。

第5節 し尿処理

1. し尿・浄化槽汚泥の収集

し尿・浄化槽汚泥の収集については、「第5章 第3節 2. し尿・浄化槽汚泥の収集方法」に記載した応急対応期（前半）と同様の対応を引き続き行っていく。

2. し尿・浄化槽汚泥の処理

し尿・浄化槽汚泥の処理については、「第5章 第3節 4. し尿・浄化槽汚泥の処理」に記載した応急対応期（前半）と同様の対応を引き続き行っていく。

第6節 環境モニタリングの実施

災害廃棄物処理現場（建物の解体現場や仮置場等）における労働災害の防止、災害廃棄物処理の一連の作業における周辺環境への影響を最小限とし、公衆衛生の確保、環境の保全に努めるため、環境モニタリングを実施し、災害廃棄物処理に伴う環境への影響を把握し、調査結果を踏まえ必要な対応を行う。

被災現場（建物の解体現場）、仮置場等における環境影響と環境保全対策の例としては、表 6-6-1 のようなものが挙げられる。

表 6-6-1 災害廃棄物への対応における環境影響と環境保全対策の例

影響項目	環境影響	対象	対策例
大気	- 解体・撤去、仮置場作業における粉じんの飛散 - 石綿含有廃棄物（建材等）の保管・処理による飛散 - 災害廃棄物保管による有害ガス、可燃性ガスの発生	被災現場	- 定期的な散水 - アスベスト飛散対策の適切な実施
		運搬	- 定期的な散水 - 搬入路の鉄板敷設、簡易舗装の実施 - 運搬車両のタイヤ洗浄の実施 - 大気質に係る環境モニタリングの実施
		一次・二次仮置場	- 排出ガス対策型の重機、処理装置の使用 - 定期的な散水 - 周囲への飛散防止ネットの設置 - フレコンバッグへの保管 - アスベスト飛散対策・石綿粉じん濃度測定の実施 - 大気質に係る環境モニタリングの実施
騒音・振動	- 撤去・解体等処理作業に伴う騒音・振動 - 仮置場への搬入、搬出車両の通行による騒音・振動	被災現場	- 低公害型重機等の活用 - 操業時間の配慮
		運搬	走行ルートへの配慮
		一次・二次仮置場	- 低公害型重機等の活用 - 操業時間の配慮、防音壁の設置等
土壌	災害廃棄物から周辺土壌への有害物質等の漏出	一次・二次仮置場	- 使用前後における土壌調査の実施 - 敷地内への遮水シートの敷設 - 敷地内で発生する排水、雨水の処理
臭気	災害廃棄物からの悪臭	一次・二次仮置場	- 脱臭剤、防虫剤の配布 - 悪臭に係る環境モニタリングの実施
水質	災害廃棄物に含まれる汚染物質の降雨等による公共水域への流出	一次・二次仮置場	水質に係る環境モニタリングの実施
その他	災害廃棄物保管時に発生した可燃性ガスに起因する火災のおそれ	一次・二次仮置場	仮置場の火災予防対策（定期的な温度測定と CO 濃度等測定の実施）

備考：環境モニタリングに関する事例を資料 14 に示す。

第7章 復旧・復興期（発災3か月目～災害廃棄物対応終了）の対応

第1節 復旧・復興期の対応事項

発災3か月目から災害廃棄物対応終了までの復旧・復興期には、応急対応期（後半）からの災害廃棄物処理体制を継続し、発災後1年間を目標に本市における災害廃棄物処理対応を収束させる。

表 7-1-1 復旧・復興期（発災3か月目～災害廃棄物対応終了）の対応事項

◇災害廃棄物処理体制全般に関すること

対応事項	担当（○主担当、△副担当）		
	ごみ対策係	消毒対策係	その他
庁内の情報共有、情報交換	○	○	
外部（国、県、支援機関等）との情報共有、情報交換	○	○	
得た情報の水道衛生班（災害廃棄物対策部）内での共有	○	○	水道衛生班長
災害廃棄物処理実行計画の見直し	○	○	
災害報告書の作成、災害査定	△	○	
環境モニタリングの実施	△	○	

◇ごみ処理に関すること

対応事項	担当（○主担当、△副担当）		
	ごみ対策係	消毒対策係	その他
災害廃棄物発生量の推計の見直し	○	△	
市の中継施設の復旧状況、処理・処分委託先（北九州市）受入余力の確認、受援の必要性の判断	○	○	
収集運搬計画の見直し	○	△	
収集運搬計画に基づく収集の実施	○	△	
市民、指定避難所等へのごみの分別指導	○	△	
施設の修繕に関する対応	○	△	
ごみの受入制限についての判断、広報、実施	○	○	
被災家屋の解体撤去に伴う廃棄物処理・処分の調整	○	△	

◇仮置場に関すること

対応事項	担当（○主担当、△副担当）		
	ごみ対策係	消毒対策係	その他
一次仮置場（二次仮置場）の運営管理、防疫対策、二次災害の予防・監視・実施	○	△	
住民用仮置場、一次仮置場の縮小・閉鎖検討	○	△	
閉鎖した住民用仮置場、一次仮置場の原状復帰	○	△	

◇し尿処理に関すること

対応事項	担当（○主担当、△副担当）		
	ごみ対策係	消毒対策係	その他
市の処理施設の復旧状況、受入余力の確認、受援の必要性の判断	△	○	
収集運搬計画の見直し	△	○	
収集運搬計画に基づく収集の実施	△	○	
施設の修繕に関する対応	△	○	

◇受援に関すること

対応事項	担当（○主担当、△副担当）		
	ごみ対策係	消毒対策係	その他
支援を受ける必要がある内容の確認	○	○	
支援先との連絡・調整（市との協定に基づく支援、その他協定に基づく支援、自主的なプッシュ型支援等）	○	○	
災害廃棄物処理に関連するボランティア等の対応	○	○	

◇その他

対応事項	担当（○主担当、△副担当）		
	ごみ対策係	消毒対策係	その他
道路、公共施設等の被災・復旧状況、及び上下水道、電気、ガス等のインフラ関係の被災・復旧状況			担当班→ 災害対策本部
指定避難所の開設状況、避難者数			避難班→ 災害対策本部
建物被害状況			技術班→ 災害対策本部
廃棄物処理に関する市民向け広報の実施	○	○	
廃棄物処理に関する問合せ対応	○	○	
思い出の品への対応	○	△	災害対策 本 部

第2節 災害廃棄物処理実行計画の見直し

応急対応期（後半）に策定・公表された災害廃棄物処理実行計画から、家屋解体の進捗状況や処理・処分状況等、時間の経過に伴い、新たに得られた情報を踏まえ、災害廃棄物の計画の見直しを適宜行い、災害廃棄物処理の進行管理を行う。

第3節 ごみ処理

1. 災害廃棄物発生量の推計の見直し

時間の経過に伴い、新たに得られた情報を踏まえ、災害廃棄物の発生量の推計の見直しを適宜行い、災害廃棄物処理実行計画に反映させる。

2. ごみの収集

初動期に作成された収集運搬計画に基づき、家庭ごみ、避難所ごみの収集を実施することを基本とするが、時間の経過に伴うごみの分別区分や指定避難所の開設状況、施設の稼働状況等の変化を踏まえ、必要に応じて適宜見直しを行っていく。

3. 住民用仮置場の縮小

「第6章 第4節 3. 住民用仮置場の縮小」に記載した対応内容を踏襲する。

4. 一次仮置場の対応

(1) 運営

一次仮置場の運営については、「第5章 第2節 4. 一次仮置場の設置・運営」に記載した、応急対応期（前半）と同様の対応を引き続き行っていく。

(2) 閉鎖

二次仮置場の設置後、一次仮置場に保管していた災害廃棄物が二次仮置場へ搬出され、中間処理が開始されたことに伴い、一次仮置場は規模を徐々に縮小していくものとする。この際、一次仮置場として活用した場所は、ごみや敷設していた資機材等の撤去等の処理を適切に行い原状復帰するものとする。

5. 二次仮置場の対応

二次仮置場については、災害廃棄物の発生量等から判断し、必要に応じて設置するものとする。

(1) 設置

二次仮置場は、二次応急対応期に選定した事業者が、市が選定した用地に、災害廃棄物の中間処理や再資源化された再生資材の保管を行う設備等を設置する。

(2) 運営

選定した事業者による二次仮置場の運営については、車両の搬入管理、作業員への安全教育、環境保全対策、環境モニタリング等を実施することで、作業面、環境面での安全確保に努める。

また、必要に応じ別途現場管理を行う事業者を選定し、適切な運営が実施されていることを確認する。

(3) 閉鎖

二次仮置場は、災害廃棄物の処理が完了する時点で閉鎖することになるが、この際は、一次仮置場と同様、原状復帰の対応を行う。

6. ごみの処理

復旧・復興期の間に、市のごみ処理施設（処理委託先：北九州市）については平時と同様の処理機能を取り戻し、また、市内の処理で不足する分は、他自治体等からの支援体制が概ね確立されているものと考えられる。

市のごみ処理施設（処理委託先：北九州市）で処理を行う分は、この期間中に平時の体制に移行していくものとする。支援先に処理を依頼する分については、毎月等一定の期間ごとに処理を依頼したい量と、各支援先で受入可能な量の情報を交換し、円滑な広域処理が図られるように努める。

第4節 し尿処理

1. し尿・浄化槽汚泥の収集

し尿・浄化槽汚泥の収集については、「第5章 第3節 2. し尿・浄化槽汚泥の収集方法」に記載した応急対応期（前半）と同様の対応を引き続き行っていく。

2. し尿・浄化槽汚泥の処理

し尿・浄化槽汚泥の処理については、「第5章 第3節 4. し尿・浄化槽汚泥の処理」に記載した応急対応期（前半）と同様の対応を引き続き行っていく。

第5節 災害廃棄物処理に関する対応記録の作成

災害時の廃棄物処理対応は、災害廃棄物の量・種類のみならず、処理施設の稼働状況や、道路・インフラ等の周辺環境も含め、平時とは大きく異なり、対応に当たる職員は、その時々で経験したことのないような対応を迫られる。

こうした災害廃棄物処理に関して本市で行った対応を将来に生かすため、災害廃棄物処理対応の完了が間近となった時期には、対応に当たった記録を記録誌として取りまとめる作業に着手することとする。記録誌として災害廃棄物の処理における実績や知見及び課題・教訓を取りまとめることにより、事前の備えとして、災害廃棄物処理計画の見直し等、より実効性の高い災害廃棄物対策の構築に資することが期待できる。

完成した対応記録は公表し、市職員、市民、周辺自治体等とも情報を共有することで、今後発生する可能性のある大規模災害時に、より迅速かつ適切な対応を図れるよう、経験や知識を継承していくこととする。

第8章 支援を行う場合の対応

第1節 支援に関する平時からの検討

「第3章 第1節 基本情報の把握」に、被災に備えて平時から把握・共有しておくべき情報を整理しているが、これらは被災した自治体を本市が支援する場合にも有用な情報となる。

こうした平時から把握している情報を基に、本市が被災自治体に対して支援可能な内容（人員、災害廃棄物の収集運搬、処理、資機材の提供等）をあらかじめ検討しておくことで、発災時に災害廃棄物処理に係る支援の調整を速やかに行うことができる。

第2節 発災時の支援

1. 支援先

発災時の災害廃棄物処理に関する支援先は、平時より協定を締結している自治体や、県から要請があった自治体などを対象に行うことが基本となるが、甚大な被害により、被災自治体が行政機能を喪失して連絡・調整が困難な場合や、緊急対応を要する場合は、本市からの自主的な支援（プッシュ型支援）の実施についても検討を行う。

2. 支援先との連絡調整窓口の開設

支援先との連絡調整窓口を上下水道・環境部循環社会推進課内に開設し、周知を行う。

3. 災害廃棄物の収集運搬、処理等に関する支援

本市は、一般廃棄物の処理・処分を北九州市に委託しており、市単独での処理・処分施設を有していない。よって、支援を行う場合は、プッシュ型支援を行う場合も含め、被災した自治体のニーズや廃棄物処理施設の被災状況を速やかかつ的確に把握し、本市で対応可能な支援内容等を踏まえた上で、適切な支援を行うものとする。

なお、支援に関する調整は、被災した自治体の担当者を行うことが基本となるが、対応が困難な場合は、県や国（環境省九州地方環境事務所）等を経由して行われる場合もある。

被災地内では、大量の災害廃棄物が発生し、また、災害廃棄物の処理体制が整うまで時間を要することから、支援はできるだけ中長期にわたって行うことを基本とする。

4. 人的な支援

被災地における災害廃棄物の速やかな処理を支援するため、被災自治体の災害廃棄物処理担当や災害対策本部等に人員を派遣して支援を行う場合は、被災した自治体が支援者に求める役割を踏まえ、適切な人員を選定し、派遣する。この際、災害廃棄物対策経験者を派遣できれば、より円滑な支援が可能となる。

現地に派遣された人員は、まずは被災状況、災害廃棄物の発生状況、仮置場の設置状況や被災自治体の災害廃棄物処理計画等、現場の情報を最大限把握して業務に従事することで、指示や対応に当たる被災自治体職員の労力を極力低減できるよう努める。

プッシュ型支援を行う場合は、被災自治体側の受入体制が確立されていないことも予測されるため、県や国と連携して窓口を一本化するなど、被災自治体に配慮した対応に努めるとともに、被災自治体に土地鑑がある人材や、現地でのごみ分別や仮置場設置等に関する指導が可能な災害廃棄物対策経験の豊富な人材を派遣することを基本とする。

5. 資機材、消耗品等の物的支援

仮置場で活用できる敷鉄板やブルーシート、指定避難所で活用できる仮設トイレやトイレットペーパー、消臭剤など、災害廃棄物処理に係る資機材、消耗品等の物的支援を行う場合は、被災地のニーズを把握し、適切な支援を行うことを基本とする。

プッシュ型支援を行う場合は、こちらから被災自治体に対し支援可能なメニューを提示し、必要な支援を実施することを基本とするが、緊急の支援を要する場合は、被災自治体との調整を待たずに実施することも検討する。その際は、多方面からの支援による混乱が生じる恐れがあることから、災害廃棄物処理に関する支援のみならず、水や食料の支援等を含めた、本市全体としてまとまった支援体制で臨むものとする。